

平成28年 2 月宮崎県定例県議会
商工建設常任委員会会議録
平成28年 3 月 3 日～ 4 日

場 所 第 5 委員会室

平成28年 3 月 3 日 (木曜日)

午前 9 時59分開会

会議に付託された議案等

- 議案第46号 平成27年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)
- 議案第51号 平成27年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算(第2号)
- 議案第52号 平成27年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算(第1号)
- 議案第53号 平成27年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算(第1号)
- 議案第56号 平成27年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第57号 平成27年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第65号 都市公園条例の一部を改正する条例
- 議案第73号 宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

○報告事項

- ・損害賠償額を定めたことについて(別紙1)
- ・県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停について(別紙2)
- 商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査
- その他報告事項
 - ・県内経済の概況等について
 - ・第10次宮崎県職業能力開発計画の策定について
 - ・技能検定試験実技試験の再点検調査の結果について
 - ・地方拠点強化税制に係る「県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例」について
 - ・霧島山(えびの高原(硫黄山)周辺)の噴火

警報発表に伴う立入規制等について

- ・改正品確法に基づく運用指針への取組について
- ・土砂災害危険度情報の一般公開の開始について
- ・細島港港湾計画の改訂について
- ・「都市計画に関する基本方針」の改定について
- ・えびの高原(硫黄山)周辺の道路規制について

出席委員(8人)

委員	長	二見康之
副委員	長	河野哲也
委員		蓬原正三
委員		横田照夫
委員		松村悟郎
委員		野崎幸士
委員		高橋透
委員		西村賢

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

労働委員会事務局

事務局	長	江藤修一
調整審査課	長	田畑吉啓

商工観光労働部

商工観光労働部長	永山英也
商工観光労働部次長	畑山栄介
企業立地推進局長	川野美奈子
観光経済交流局長	武田宗仁
商工政策課長	日下雄介
経営金融支援室長	門内隆志
産業振興課長	野間純利
産業集積推進室長	谷口浩太郎

労働政策課長 久松弘幸
地域雇用対策室長 天辰晋一郎
企業立地課長 日高幹夫
観光推進課長 福嶋清美
記紀編さん記念事業推進室長 松浦直康
オールみやざき営業課長 酒匂重久
工業技術センター所長 富山幸子
食品開発センター所長 森下敏朗
県立産業技術専門校長 田村吉彦

県土整備部

県土整備部長 凶師雄一
県土整備部次長
(総括) 長友重俊
県土整備部次長
(道路・河川・港湾担当) 東憲之介
県土整備部次長
(都市計画・建築担当) 大迫忠敏
高速道対策局長 前内永敏
部参事兼管理課長 佐野詔藏
用地対策課長 山路博
技術企画課長 木下啓二
工事検査課長 甲斐重隆
道路建設課長 瀬戸長秀美
道路保全課長 馴松義昭
河川課長補佐
(総括) 壹岐進
ダム対策監 秋山克則
砂防課長 永井義治
港湾課長 養方公
空港・ポート
セールス対策監 明利浩久
都市計画課長 森山福一
建築住宅課長 上別府智
営繕課長 山下幸秀
施設保全対策監 宮里雄一

高速道対策局次長 奥泰裕

事務局職員出席者

総務課主幹 河野剛
議事課主任主事 沼口恭一郎

○二見委員長 ただいまから商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 このとおりに進むように、御協力をお願いいたします。それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前9時59分休憩

午前10時0分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○江藤労働委員会事務局長 おはようございます。労働委員会事務局でございます。

それでは、平成27年度2月補正予算について御説明をいたします。

お手元の平成27年度2月補正歳出予算説明資料、これの労働委員会のインデックスがついております463ページをお願いいたします。

今回、労働委員会事務局では、810万4,000円の減額補正をお願いしております。

この結果、補正後の額は9,836万6,000円となります。

それでは、その主な内容について御説明いたします。

467ページをお開きください。

委員会費は2つ事項がありまして、まず、(事項) 職員費であります。361万7,000円の減額となっております。これは主に、事務局職員の人件費の執行残によるものであります。

次に、(事項) 委員会運営費であります。448万7,000円の減額となっております。これは、委員報酬や旅費、会議費などの労働委員会の運営に要する経費の執行残によるものであります。

説明は以上であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○二見委員長 執行部の説明が終了しました。

質疑はありませんか。

○蓬原委員 27年度は前年度と比較して、そういう労働委員会に係る案件というか、それはふえる方向ですか、減る方向だったのでしょうか。

○江藤労働委員会事務局長 労働委員会が行っております、特にあっせんに係る件数につきましては、ここ数年は、ほぼ横ばいの状態で推移しております。今年度の個別の労働者個人と使用者との関係のあっせん申請につきましては、2月末現在で4件申請を受け付けております。

それと、労働組合と使用者、集団的な案件でありますけれども、これについては、あっせんに1件申請を受け付けております。

あっせんの件数自体は、最近そういう状況でありますけれども、労働相談について26年度が117件ございましたが、今年度2月末で申し上げますと、126件という状況になっております。

○蓬原委員 相談ということですよ。相談というのは、まだトラブルまでいってないんでしょうけれど、内容的に多いのはどんなものがあるんでしょうか。

○江藤労働委員会事務局長 労働相談につきましては、例えば単純に法制度に関する問い合わせも含めてございますけれども、事案として結構目立ちますのは、賃金の未払いの関係とか、あるいは退職に関する事、あるいは解雇といったような問い合わせと、最近では、いわゆるハラスメント、パワハラ等に関する相談も見えております。

○二見委員長 ほかに質疑はありませんか。

それでは、その他何かありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、以上をもって労働委員会事務局を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時5分休憩

午前10時7分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案等について、商工観光労働部長の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○永山商工観光労働部長 商工観光労働部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、おわびを申し上げさせていただきます。昨年10月、技能検定の合否判定の誤りが判明をいたしました。それを受けまして、資料が残っております過去3年分について検証を行ったところでございます。

その結果、新たに3件、合否にかかわる誤りが判明いたしました。そして、合否にかかわりませんけれども、多くのミスも出てきたところでございます。

このような事態は、国家資格であります技能検定の信頼を大きく揺るがすものであります。受検者の方々、それから関係者の方々に多大な御迷惑をおかけしてるところでございます。県民の皆様それから委員の皆様に深くおわびを申し上げます。申しわけございませんでした。

詳細につきましては、後ほど担当課長から説明をさせていただきますけれども、県及び委託・委任をしております職業能力開発協会の両者におきまして、二度とこのようなことが起きないように、しっかりと反省をし、対策を講じていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、座って説明をさせていただきます。

まず、えびの高原の硫黄山周辺の立入規制等についてでございます。

硫黄山周辺につきましては、今般、気象庁による噴火警報を受けまして、立入規制が行われております。

詳細につきましては、後ほど担当課長から説明をいたしますが、商工観光労働部といたしましては、関係部局等と連携をしまして、火山活動や規制等に関する正確な情報を把握をし、迅速に情報を提供することにより、えびの高原を訪れる観光客等の安全の確保に努めてまいりたいと考えております。

それでは、お配りをしております商工建設常任委員会資料の目次をごらんください。

本日は、平成28年 2月定例県議会提出議案及びその他の報告事項について、説明をさせていただきます。

1ページをお開きください。今回提出しております商工観光労働部関係の議案の概要であります。

議案第46号「平成27年度宮崎県一般会計補正

予算(第4号)」は、事業費の確定等に伴う補正を行うものであります。

この結果、商工観光労働部の一般会計歳出は、補正前の額636億2,109万8,000円から、今回、63億6,627万1,000円を減額し、補正後の額が572億5,482万7,000円となります。

今回の約63億円の減額の理由であります、中小企業融資制度貸付金の約57億円の減額が最も大きなものとなっております。

これは、大規模な災害発生などに備えまして、融資枠を十分確保しておりましたが、大きな変動要因がなかったことなどから、融資実績が見込みを下回ったものであります。このほか、国の地方創生交付金を有効活用したことによりまして、関連する県単事業について、約4,300万円を減額したところであります。

次に、その下の繰越明許費の追加につきましては、主に国の地方創生加速化交付金を活用した事業であり、平成28年度への繰り越しをお願いするものであります。

2ページをお開きください。

議案第51号「平成27年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算(第2号)」は、事業費の確定等に伴い、歳入歳出予算を6,084万8,000円減額補正するものであります。

議案第52号「平成27年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算(第1号)」は、歳入予算について、繰越金の増及び一般会計繰入金に減に伴う補正を行うものであります。

議案第53号「平成27年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算(第1号)」は、歳入予算について、財産運用収入、繰越金の増及び一般会計繰入金の減に伴う補正を行うものであります。

最後に、議案第73号「宮崎県緊急雇用創出事

業臨時特例基金条例の一部を改正する条例」は、基金の執行残額を国へ返還するため、所要の改正を行うものであります。

目次に戻っていただきまして、議案以外のその他の報告事項につきましては、県内経済の概況等についてなど4件と、本日机上に配付させていただいております、霧島山の噴火警報発表に伴う立入規制等についての計5件につきまして、報告をさせていただきます。

詳細につきましては、担当課長・室長から説明をいたします。

私からは以上でございます。

○二見委員長 商工観光労働部長の概要説明が終了いたしました。

次に、議案に関する説明を求めます。

○日下商工政策課長 私からは、商工政策課の補正予算について御説明申し上げます。

お手元の平成27年度2月補正歳出予算説明資料、こちらの商工政策課のインデックスのところ、219ページになりますが、こちらをお開きいただければと思います。

今回の補正額は、一般会計、特別会計を合わせまして59億3,536万8,000円の減額補正でございます。補正後の額は、515億3,585万2,000円となります。

まず、一般会計ですが、補正額は58億7,452万円の減額で、補正後の額は512億9,277万8,000円となります。

それでは、主な事項につきまして御説明いたします。222ページをお開きいただければと思います。

(目) 商業振興費の(事項) 中小企業金融対策費58億6,857万6,000円の減額でございます。説明欄1の中小企業融資制度貸付金の57億686万1,000円の減額でございますが、こちらにつき

ましては、大規模な自然災害等により、地域経済が大きな影響を受けた際の緊急対策枠など十分な融資枠を確保しておりましたが、大規模な自然災害がなかったことや融資実績が見込みを下回ったことにより、減額するものでございます。

続きまして、2の中小企業金融円滑化補助金につきましては、県融資制度の保証料軽減のための補助金でございますが、額の確定に伴い、643万9,000円を減額するものでございます。

また、3の信用保証協会損失補償金は、平成26年度の代位弁済の金額が見込みより少なかったことから、1億5,455万5,000円を減額するものでございます。

1つ飛びまして、(事項) 小規模企業者等設備導入事業推進費でございます。こちら1,157万4,000円の減額でございますが、設備貸与事業等の損失保証額が見込みより少なかったことによるものでございます。

次の223ページをごらんいただければと思います。

(事項) 小規模事業対策費3,071万9,000円の減額でございますが、こちらは、商工会、商工会議所等に対する小規模事業経営支援事業費補助金の額の確定に伴うものでございまして、職員の中途退職等に伴い、人件費補助を減額したことなどによるものでございます。

続きまして、(事項) 地域新産業創出支援事業費でございます。こちらは、国の地方創生加速化交付金を活用するものでございまして、説明欄の2つの新規事業につきまして、後ほど、常任委員会資料で御説明申し上げます。

その下でございます、(事項) 地域経済活性化支援事業費1,965万1,000円の増額でございますが、こちらは、プロフェッショナル人材戦略拠

点運営事業につきまして、国の地域活性化支援業務委託費を2,032万9,000円減額しているところでございますが、こちらは、拠点の設置が1月になりましたことによる執行残でございます。また、地方創生加速化交付金を活用して、3,998万円の増額をしております、差し引きで1,965万1,000円の増額をお願いするものでございます。

224ページをお開きください。

(目) 工鉱業振興費(事項) 新事業・新分野進出支援事業費121万4,000円の増額でございます。こちらは、地方創生加速化交付金を活用いたしまして、ベンチャー企業の資金調達や販路拡大を支援するため、来年度、九州・沖縄、山口の9県が共同でビジネスマッチングイベントを開催するものでございます。

次に、(目) 元金(事項) 口蹄疫復興中小企業応援ファンド事業につきましては、事業の終了に伴い、運用益の未使用額を返還するものでございます。

226ページをお開きいただければと思います。

小規模企業者等設備導入資金特別会計についてでございます。

特別会計につきましては、平成28年2月定例県議会提出議案の議案第51号にございますが、引き続きこの資料で御説明申し上げます。

特別会計の補正額は6,084万8,000円の減額でございます。補正後の額は2億4,307万4,000円となります。

まず、(事項) 小規模企業者等設備導入事業助成費1,154万4,000円の減額でございます。主な理由につきましては、説明欄1の一般会計への繰出金1,006万3,000円の減額でございますが、こちらは、高度化資金借受者からの償還額が確定したことに伴い、減額するものでございます。

続きまして、(款) 公債費(事項) 元金4,930万4,000円の減額でございます。こちらは、高度化資金のうち、中小企業基盤整備機構から借り受けた貸付原資の償還に要する経費でございますが、一般会計への繰出金と同様に、借受者からの償還額が確定したことに伴い、減額するものでございます。

続きまして、常任委員会資料の6ページをお開きいただければと思います。

新規事業につきまして御説明申し上げます。

6ページの新規事業「おいしいみやざき 食と健康関連産業創出支援事業」でございます。

こちらの事業につきましては、事業の概要2の(3)のとおり、官民連携による食と健康関連のコンソーシアムを構築して、新産業としての機運醸成を図るため、専門家によるセミナーなどを開催するとともに、起業の促進や新規参入を促すためのビジネスプランコンテストなどを開催するものでございまして、予算額500万円をお願いしているところでございます。

続きまして、7ページをお開きください。

新規事業「クラウドファンディングを活用した中小企業金融支援事業」でございます。

こちらの事業は、中小企業が新たな商品開発などを行う際に、クラウドファンディングの活用をモデル的に支援するとともに、その普及促進を図ることで、販路拡大、資金調達を支援するものでございまして、予算額1,461万9,000円をお願いしているところでございます。

商工政策課は、以上でございます。

○野間産業振興課長 産業振興課の2月補正予算につきまして御説明いたします。

平成27年度2月補正歳出予算説明資料の産業振興課のインデックスのところ、227ページをお開きください。

今回の補正額は、1,141万6,000円の減額補正となっており、補正後の予算額は15億9,290万7,000円となります。

それでは、主なものについて説明いたします。229ページをお開きください。

(目) 工鉱業総務費(事項) 職員費1,822万3,000円の減額であります。これは、給与改定や人事異動等によるものであります。

次に、(目) 工鉱業振興費(事項) 新事業・新分野進出支援事業費 1億642万4,000円の減額であります。230ページをごらんください。これは、説明欄 1 の創業・新事業挑戦支援ファンド事業損失補償の減額、これは後ほど別冊の常任委員会資料にて御説明いたします。及び、4のステップアップ企業支援事業において、産業振興機構が国の公募事業等を実施する際に、国が精算払いするまでの間、機構が立てかえる費用に対して無利子貸し付けを行っておりますが、その所要額が見込みを下回ったことによる減額などあります。

次に、(事項) 産業集積対策費 1億4,174万2,000円の増額であります。これは、次のページの説明欄になりますが、新規事業 5 の地域資源を活用した健康志向の食品開発促進事業、6 のメディカルバレー国際競争力UP 中小企業リーディングモデル事業、7 の九州連携医療機器産業拠点形成事業による増額であります。

これらにつきましては、後ほど、別冊の常任委員会資料にて御説明いたします。

それでは、常任委員会資料の 3 ページをお開きください。

創業・新事業挑戦支援ファンドの清算についてであります。

1 のファンド設立の背景についてであります。平成17年度当時、長引く景気の低迷により

まして、投資環境等が厳しい中で、創業や新事業等に挑戦する県内中小企業を支援するため、宮崎県産業振興機構を通じて、県内民間企業が組成する投資事業有限組合、いわゆるファンドに対しまして、原資の一部を負担することにより、県内中小企業の資本強化を行ったものであります。

2 の主な効果であります。県内の中小企業11社に対する資本強化を図り、それぞれが新たなビジネスモデルの展開や販路開拓などに取り組まれた結果、全体で営業収益が約11億円増加するなど、競争力のある企業の育成が図られたものと考えております。

3 の今回の減額補正についてであります。4 のファンドのスキームにもありますように、県は機構にファンド総額の 6 分の 1 に相当する 1 億円を貸し付け、機構はファンドに 1 億円を出資しております。

ファンドの清算後は、ファンドから機構にその出資比率 6 分の 1 に応じて財産が配分され、機構は県に貸付金の 1 億円を償還することとなっております。

また、仮にファンドの清算に伴い機構に損失が生じた場合には、県は事業開始時に締結した機構との損失補償契約に基づきまして、損失補償を行うこととしておりました。

このため、27年度の当初予算編成時において、償還期間が到来していないなど、清算が終わっていなかった部分について、機構の出資比率であります 6 分の 1 に相当する額 5,994万4,000円を損失補償の最大額として、昨年度の常任委員会で説明させていただき、予算計上を承認していただいておりますが、この 1 月にファンドの清算手続が全て完了しまして、損失が生じなかったため、全額を補正減することになります。

なお、貸付金1億円につきましては、全額、県に返済されることとなります。

5のファンドの清算状況についてであります。表にお示ししておりますように、当初の財産が6億円でありまして、このうち投資や監査経費、鑑定料などの10年間の管理経費などの総額が4億5,901万5,043円、各投資先からの回収額が4億7,541万750円でありまして、最終の組合財産は6億1,639万5,707円で黒字となっております。

なお、機構は、出資割合に応じたファンドの規定により分配された分配金1億274万1,042円を県からの貸付金の返済と機構の管理経費に充当することとなります。

6の投資先の事業等につきましては、表にお示ししておりますが、下の写真にありますように、先般、中核的企業として認定いたしました「ミツワハガネ」さんは、ファンドの支援により新たな事業分野であります航空機産業へ参入され、会社の事業の柱となってきております。

また、ICTベンチャー企業としてスタートした「アラタナ」さんは、つい先日、さらなる事業拡大のために本社を駅前のKITENビルからカーリーノに移転されておまして、雇用1,000人を目標に積極的に取り組まれております。

「WASHハウス」さんは、ICT技術を活用した集中管理システムの開発により、県内外に店舗展開をされているところであります。

このように外貨獲得や雇用確保に貢献いただいております。この10年間、金融機関の経営サポートに加えまして、産業振興機構等の支援メニューを活用して、それぞれの企業で努力され、本県の地域経済に貢献をいただいております。

次に、8ページをお開きください。

新規事業「地域資源を活用した健康志向の食品開発促進事業」であります。

昨年、国において、機能性表示食品制度が導入されるなど、食品の有する機能性への関心が高まってきておりますが、こうした中で、地域資源の機能性に着目した加工食品の開発を支援する体制を充実・強化することによりまして、競争力のある食品産業の育成を図るものであります。

予算額は7,255万3,000円であり、事業内容は、2の(3)にあります。①の機能性表示食品モデル事業の実施につきましては、現在、本県におきましては、機能性表示食品制度の導入事例がありませんことから、制度の導入に必要な臨床試験などに係るモデル事業を実施しまして、制度の導入事例の創出を図りますとともに、導入に際する課題やノウハウなどを収集して、県内企業に提供することにより、制度の導入促進を図るものであります。

②の微生物データベースの構築と活用につきましては、本県におきましては、これまでにも、こうじ菌や乳酸菌などの微生物を活用した加工食品があるわけですが、食品加工センターに高性能の分析機器を導入しまして分析体制を強化し、食品に活用可能な微生物のデータベースを構築することにより、さらに県内企業による新規食品の開発を促進するものであります。

このように、機能性表示食品制度の導入や機能性食品の開発に係る基盤の強化が図られることにより、健康志向の新商品の開発、ひいては原料となる農産物の生産拡大などフードビジネスの振興に寄与するものと考えております。

次に、9ページをお開きください。

新規事業「メディカルバレー国際競争力UP

中小企業リーディングモデル事業」であります。

東九州メディカルバレー構想のもと、産学官連携による研究開発が進んでいる中、国際競争力のある製品開発を支援し、海外マーケットをターゲットにしたリーディングモデルを構築することにより、県内企業の取り組みを加速化させるものであります。

予算額は8,294万9,000円で、事業内容は2の(3)にあります。①の海外市場化戦略事業につきましては、県内大学との医工連携により、機器開発に取り組む県内企業を対象に、海外市場を念頭に置いた対応を行うための市場調査や機器の改良を支援するとともに、医療機器の開発・改良に必要な安全性評価を行うための機器を工業技術センターに整備するものです。

②の国際開発実証評価支援事業では、県内大学と海外の医療関連大学が連携して行う製品改良や臨床現場での実証試験等の取り組みを支援します。

③のメディカルバレーエクスペリエンス支援事業につきましては、海外の展示会への出展や、現地の販売代理店とのマッチング等の取り組みを支援するとともに、④の医療産業振興加速化PR支援事業では、リーディング企業や本構想の取り組みについて、海外に向けたPRを行うため、ホームページなどの情報発信力を強化してまいります。

次に、10ページをごらんください。

新規事業「九州連携医療機器産業拠点形成事業」であります。

医療機器の市場参入に向けた取り組みを加速化させるため、医療現場など市場ニーズとのマッチングを支援し、売れる商品の開発や市場参入を促進するものであります。

予算額は96万2,000円で、事業内容は2の(3)

にありますとおり、本県と福岡県、大分県が合同で医療現場でのニーズ探索交流会、いわゆるマッチング会を開催し、県内ものづくり企業と首都圏の医療機器製造販売企業とのマッチング機会を創出し、医療現場や市場のニーズに即した機器開発を行うことにより、市場化の促進を図るものであります。

産業振興課は、以上であります。

○久松労働政策課長 それでは、労働政策課の2月補正予算について御説明いたします。

平成27年度2月補正歳出予算説明資料の労働政策課のインデックスのところ、233ページをお開きください。

今回の補正は、1,602万8,000円の減額補正で、補正後の予算額は、21億3,981万6,000円となります。

それでは、主な事項について御説明いたします。

235ページをごらんください。

(事項) 高年齢者雇用促進費1,863万7,000円の増額であります。主なものとしましては、説明欄3の「70歳現役」就業応援事業、これは新規事業でありまして、後ほど委員会資料で御説明いたします。

次に、(事項) 若年者就労支援推進費3,522万5,000円の増額であります。これも新規事業でございますので、後ほど常任委員会資料で御説明をいたします。

次の236ページをお開きください。

(事項) 地域雇用対策強化費5,628万2,000円の増額であります。これにつきましても新規事業でございますので、後ほど御説明をさせていただきます。

次に、(事項) 地域緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費1億4,438万6,000円の減額でありま

すが、これにつきましては、説明欄1の市町村補助事業や3の地域人づくり事業におきまして、求人計画どおりに求職者が集まらなかったことなどによる執行残でございます。

(事項) 宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金償還金1億654万9,000円の増額でありまして、これは、平成26年度に終了しました基金事業の執行残を国へ返還することによる補正でございます。

237ページ、(事項) 働きやすい職場環境づくり整備事業費2,028万7,000円の増額でございます。これにつきましては、3の新規事業でありまして、後ほど委員会資料で御説明いたします。

次の238ページをお開きください。

(事項) 職業能力開発対策費2,336万8,000円の減額であります。説明欄3の宮崎成長産業人材育成事業における国庫補助決定等に伴う減額でございます。

次に、(事項) 県立産業技術専門校費8,345万7,000円の減額であります。

下の説明欄をごらんください。まず、1の管理運営費につきましては、光熱水費の節減や施設の保安委託料等の入札残などによるものであります。

次の2の訓練実習費につきましては、外部講師の報酬とか訓練実習に係る材料購入経費の執行残などによるものでございます。

また、3の委託訓練に関する経費につきましては、離職者の再就職に向けた各種の職業訓練を実施しておりますが、対象者が見込みを下回ったことなどによる減額でございます。

それでは、常任委員会資料の11ページをお開きください。新規事業につきまして、御説明をさせていただきます。

まず、「70歳現役」就業応援事業であります。

この事業は、人手不足や現役世代を支える分野での高齢者の就業を促進することで、高齢者の生活の安定や企業の人手不足の解消などを目的とするものでございます。

2の事業概要であります。予算額は1,866万5,000円をお願いしております。

(3)の事業内容であります。①のシニア専門人材バンクシステム構築事業では、長年培った知識・技術等を持ち、就業を希望する高齢者とそうした人材を求める企業を登録するシステムを構築しまして、マッチングを支援することとしております。

②の「70歳現役」就業応援センター(仮称)整備事業では、就業開拓コーディネーターを配置しまして、高齢者を対象とした求人情報の収集や人材の開拓、就職面談会を実施することなどによりまして、高齢者の就業を支援することとしております。

次に、12ページの若年者職場定着・県内就職促進キャリア教育連携事業であります。

この事業では、これまで以上に、高校、大学と企業の接点をふやすとともに、中小企業に対する支援を強化することによりまして、若年者の人材の確保・育成を図ることを目的としています。

2の事業概要であります。予算額は3,607万円をお願いしております。

(3)の事業内容であります。①の若年者職場定着支援窓口整備事業では、県内中小企業に対しまして、採用力の強化や若手社員の定着に向けたアドバイス等のサポートを行う窓口を整備することとしております。

②の県内就職促進キャリア教育連携事業であります。県内大学や専門学校、企業・団体が一堂に会し、高校1年生やその保護者等を対象

に、県内でのさまざまな進路の選択肢を紹介する交流フェアを開催するほか、(イ)にありますように、高校生や保護者向けの就職ハンドブックを作成し、就職に関する情報をわかりやすく提供することとしております。

③の県内就職促進インターンシップ相談窓口整備事業であります。インターンシップやキャリア教育に協力する企業の情報を集約しますとともに、インターンシップ受け入れ企業と希望学生をウェブ上でマッチングするシステムを構築することとしております。

また、外国人留学生等の県内企業への就職を推進するため、九州各県共同で設立します協議会と連携をいたしまして、就職相談等を行うこととしております。

13ページをごらんください。

「みやざきU I Jターン就職推進事業」であります。

この事業は、本県の雇用情報の発信強化や県外における相談体制の整備を行い、U I Jターン就職の促進を図ることを目的としております。

2の事業概要であります。予算額は5,458万円をお願いしております。

(3)の事業内容であります。①にありますように、今年度から東京と宮崎に設置している宮崎ひなた暮らしU I Jターンセンターで生活と仕事の一体的な相談対応や県内企業との交流イベントの開催等を実施することとしております。

②のU I Jターン就職情報発信事業では、県外大学等へ進学した学生の保護者に対する本県の就職情報の提供や宮崎における生活情報を提供するガイドブックを作成するなど、生活と仕事の一体的な情報発信を行うこととしております。

また、③の九州・山口連携U I Jターン就職応援フェア開催事業では、九州・山口各県が一体となりまして、首都圏に進学した学生等を対象に地元企業との就職マッチングイベントを開催しまして、また、インターンシップ事業を共同で開催するなど、首都圏からの若者の人材の還流を促進することとしております。

次に、14ページでございますが、「みやざき総合就業支援センター(仮称)整備事業」でございます。

この事業は、若者、女性、高齢者など多様な求職者の相談窓口や企業からの相談にワンストップで対応する相談窓口を整備しまして、ハローワークと連携した支援体制の構築を目的としております。

2の事業概要であります。予算額は350万7,000円をお願いしております。

(3)の事業内容であります。現在、KITENビルに開設をしております「みやざきJOBパーク+」の機能を拡張いたしまして、求職者や企業からの相談に総合的に対応できる新たなワンストップ窓口として、みやざき総合就業支援センターを平成29年3月を目途に整備することとしております。

15ページをごらんください。

「みやざき「働き方改革」加速化事業」であります。

この事業は、働き方改革を通じまして、仕事と家庭の両立支援の積極的な取り組みを推進するなど、働きやすい職場環境づくりの促進を目的としております。

2の事業概要であります。予算額は2,052万円をお願いしております。

(3)の事業内容であります。①のみやざき「働き方改革」啓発事業では、いわゆる仕事

と育児の両立に積極的に取り組む「イクメン」や、部下の育児に理解のある上司であります「イクボス」をテーマにしたセミナーの開催などを通じて、県内企業等に広く周知をすることとしております。

また、②の仕事と家庭の両立応援宣言事業所登録強化・推進事業では、関連施策を推進する関係課と連携した啓発や事業所の登録強化を図ることとしております。

③の「働き方改革」企業応援事業では、事業所からの相談等に対応しまして、社会保険労務士を派遣して、就業規則等の改正など企業の取り組みを支援することとしております。

④の九州・山口連携ワークライフバランス推進事業では、九州各県が連携しまして、広報用のコンテンツを共同で作成しまして、10月の推進月間に放送するなど、県民の機運の醸成を図ることとしております。

説明は以上であります。

○日高企業立地課長 続きまして、企業立地課の補正予算について御説明をいたします。

平成27年度2月補正歳出予算説明資料の企業立地課のインデックスのところ、241ページをお願いいたします。

今回の補正額は、6億2,849万7,000円の減額であります。補正後の額は、5億8,285万1,000円となります。

主な事項について御説明をいたします。

243ページをお願いいたします。

(事項) 企業立地基盤整備等対策費923万8,000円の減額といたしております。これにつきましては、主なものは、説明欄の2のみやざき地域振興工業団地整備促進事業であります。これは、工業団地を整備する市町村への補助事業で、今年度は都城市が実施します適地調査あるいは

基本計画等の調査事業に助成を行うこととしておりますが、市の事業費に合わせまして減額をするものであります。

次に、(事項) 企業誘致活動等対策費1,169万4,000円の増額であります。これは主に、国の補正予算に伴いまして、説明欄5の新規事業「宮崎に投資」企業立地プロモーション事業をお願いするものであります。内容につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明をいたします。

次に、244ページをお開きください。

(事項) 立地企業フォローアップ等対策費6億3,440万円の減額であります。

説明欄の1の新規事業「宮崎で働こう！U I J ターン交流イベント開催事業」につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明をいたします。

説明欄の2の企業立地促進補助金について、今回、6億4,066万4,000円の減額補正をお願いしておりますが、そのうち5億円は、国富町のソーラーフロンティア社への交付を見込んでいたものであります。

ソーラーフロンティア社は、補助金の交付要件であります雇用人数、投資額ともに非常に大きいため、本県の補助制度上、大規模案件という区分に該当し、最大50億円の補助金の対象となっております。

平成23年度に1回目の申請があり、その時点での雇用人数、投資額を審査した結果、30億円を既に交付をいたしております。さらに交付要件を満たした場合には5億円ずつ、4年間で合計20億円を交付することといたしております。

今年度も5億円を予算化をしておりましたが、今年度中には交付要件を満たさなかったため、会社としても申請を見送り、減額とす

るものであります。

そのほか、今年度に交付申請を予定していた企業でも、雇用者数の増を見越して、来年度以降に申請を先延ばしにしたり、実際の申請額が、当初予算策定時の調査による見込み額を下回る企業などがありましたため、今回あわせての減額補正をお願いするものであります。

続きまして、新規事業について常任委員会資料で御説明をさせていただきます。

委員会資料の16ページをお願いいたします。

新規事業「宮崎に投資」企業立地プロモーション事業」であります。

この事業は、本県が他県との競争において優位性を保てるフードビジネス関連産業などの企業を対象として、首都圏において企業立地セミナーを開催するものであります。

企業立地セミナーの実施に際しましては、ジェットロ宮崎貿易情報センターが本県に開設されたことも好機といたしまして、外資系企業にもターゲットを広げてまいることとし、英語などの多言語に対応したパンフレットやホームページなどもこの事業であわせて整備していくことといたしております。

開催場所などの具体的な内容につきましては、今後十分検討してまいることといたしておりますけれども、この事業を通じまして、本県への企業立地の一層の促進が期待できるものと考えております。

予算額は1,551万円でございます。

次に、17ページをお願いいたします。

新規事業「宮崎で働こう！U I J ターン交流イベント開催事業」であります。

この事業は、本県におきましても、人材確保という点が、新たな企業立地の際の大きな企業ニーズになりつつありますことから、立地企業

等とU I J ターンに関心を持つ人材との交流イベントを東京や福岡で開催し、本県に立地する魅力的な企業あるいは県内における企業の集積状況、こういったものを広く認識してもらうことで、都会からのU I J ターンの促進を図るものであります。

この事業を通じて、県内の立地企業等における人材を確保し、さらなる企業立地活動の展開を図ってまいりたいと考えております。

予算額は626万4,000円であります。

最後に、地方創生加速化交付金事業以外の繰越事業が1件ありますので、御説明させていただきます。

常任委員会資料の1ページをお願いいたします。

繰越明許費追加の表がありますけれども、ページの下から3分の1ほどの欄にみやざき地域振興工業団地整備促進事業で400万円の繰り越しをお願いをいたしております。これは、先ほど補正の内容で御説明いたしました工業団地整備のための調査事業を実施する都城市への補助金ですが、市の事業が来年度に繰り越されることから、こちらの補助金も繰り越しをお願いするものであります。

企業立地課の説明は、以上であります。

○福嶋観光推進課長 観光推進課の2月補正予算について、御説明いたします。

平成27年度2月補正歳出予算説明資料のインデックスで観光推進課のところ、245ページをお開きください。

観光推進課の歳出予算の補正は一般会計のみで、7,394万6,000円の増額補正をお願いしております。補正後の額は、一般会計、特別会計を合わせまして13億143万2,000円となります。

それでは、主な事項について御説明いたしま

す。247ページをお開きください。

(事項) 観光振興費1,174万7,000円の増額であります。これは主に、国の補正予算に伴い、説明欄4の新規事業「MIYAZAKI FREE Wi-Fi推進・活用事業」の補正をお願いするものでありますが、内容については、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

このほか同様に、国の補正予算に伴うものが、(事項) 国内観光宣伝事業費の説明欄3の新規事業「世界農業遺産を生かした観光推進事業」、次の(事項) 国際観光宣伝事業費の説明欄2の新規事業「インバウンド等広域連携誘客促進事業」及び3の新規事業「インバウンド地域連携誘客促進事業」、次の249ページの(事項) 記紀編さん記念事業費の説明欄1の新規事業「「神話の源流～はじまりの物語」地域連携推進事業」、その下の(事項) スポーツランドみやざき推進事業費の説明欄4の新規事業「「スポーツランドみやざき」地域連携推進事業」であり、これら6つの新規事業については、まとめて、後ほど常任委員会資料で御説明をさせていただきます。

248ページにお戻りください。

(事項) 観光・MICE誘致促進事業費2,370万4,000円の減額であります。これは主に、説明欄2のMICE誘致総合対策事業について、MICE開催支援に係る補助金の実績の見込み減により減額するものであります。

それでは、国の補正予算に伴う新規事業について御説明をいたします。

常任委員会資料の18ページをお開きください。

新規事業「MIYAZAKI FREE Wi-Fi推進・活用事業」であります。

まず、1の事業の目的・背景ですが、今年度、県では、県内全域を対象とし、市町村等と共同利用できるWi-Fiの統一基盤である「MI

YAZAKI FREE Wi-Fi」を整備したところであり、この基盤を活用し、Wi-Fi利用者のデータ分析等を行うものであります。

次に、2の事業の概要であります。(1)の予算額は、1,500万円をお願いしております。

(3)の事業内容は、①のとおり、利用者の属性等を継続的に分析するほか、②のとおり、アンケート等による顧客情報の収集、嗜好分析を継続的に実施できる仕組みを構築します。また、③のとおり、Wi-Fiの利用促進のため、多言語マップ等の作成やPRキャンペーンを行う予定であります。

19ページをお開きください。

新規事業「世界農業遺産を生かした観光推進事業」であります。

まず、1の事業の目的・背景ですが、今回の高千穂郷・椎葉山地域の世界農業遺産登録は、当該地域の観光振興を図る上で絶好の機会であり、関係町村において、今後、観光資源の掘り起こしなど、地域が主体となった観光施策に取り組む予定であることから、その環境づくりを後押ししていきたいと考えております。

2の事業の概要であります。まず、(1)の予算額は1,000万円をお願いしております。

(3)の事業概要は、①のとおり、旅行会社の企画担当者等による現地調査やモニター調査のほか、留学生等を活用した現地調査を行います。また、②のとおり、地域の魅力を説明できる人財の育成を支援するため、その核となる観光人財の育成に向けた専門的な講習会を行います。

次のページをごらんください。

新規事業「インバウンド等広域連携誘客促進事業」であります。

まず、1の事業の目的・背景であります。南九州及び東九州の隣県自治体等が広域的に連携し、集中的にプロモーションを展開することで、インバウンド需要等を取り込み、さらなる誘客促進等を図るものであります。

次に、2の事業の概要であります。(1)の予算額としては、2,850万円をお願いしております。

(3)の事業内容は、①のとおり、鹿児島県と連携し、香港市場での認知度向上、誘客促進事業や国内航空会社や旅行会社等と連携した、羽田空港、成田空港、関西空港からのインバウンド誘客促進事業を実施するほか、大手航空会社やLCCとの共同プロモーション等を行います。また、②のとおり、大分県と連携し、台湾市場をターゲットに大手クレジットカード会社や地元金融機関等と連携したモデルツアーを実施するとともに、テレビ局と連携したプロモーションや両県共通のクーポンブックの作成を行います。

21ページをお開きください。

新規事業「インバウンド地域連携誘客促進事業」であります。

まず、1の事業の目的・背景ですが、東九州道北九州一宮崎間の開通や国際定期便の3路線化等を踏まえ、市町村や民間事業者と連携し、主要なターゲット市場において集中的にプロモーション等を展開し、さらなる誘客促進等を図るものであります。

次に、2の事業の概要であります。まず、(1)の予算額は3,400万円をお願いしております。

(3)の事業内容は、①から④の韓国、台湾、中国、タイの各市場においては、記載しております各市町と連携し、認知度向上を図るため、プロモーション事業等を行います。また、⑤のとおり、日南市、日向市と連携し、クルーズコ

ンベンション等への出展による認知度向上やメディアを活用したプロモーションを行うほか、⑥のとおり、LCCと連携した誘客対策として、航空会社や県内民間事業者と連携し、個人旅行者向けのプロモーションを行います。

次のページをごらんください。新規事業「神話の源流～はじまりの物語」地域連携推進事業」であります。

まず、1の事業の目的・背景ですが、これまで県では、神話をテーマとする新たな観光の構築に向け、神話素材・観光素材の洗い直しやターゲットの設定などについて協議を進めてきており、次のステップに向けて、訴求対象に効果的に届く情報発信などに取り組み、誘客促進につなげるものであります。

次に、2の事業の概要であります。(1)の予算額は3,710万6,000円をお願いしております。

(3)の事業内容は、まず①のとおり、神話などに関心を持つ層に響く素材の組み立てを行うとともに、訴求対象を絞った情報発信の方法として、神楽公演や映像などによる多様な切り口でのプロモーション展開を行います。また、②のとおり、個人旅行者向けにインターネットの宿泊予約サイトを効果的に活用するほか、神楽や神話等をテーマとした着地型旅行の環境整備と仕組みづくりを行います。

23ページをお開きください。

新規事業「「スポーツランドみやざき」地域連携推進事業」であります。

まず、1の事業の目的・背景であります。本県では、多数のスポーツ合宿が行われ、県外からの入込客数の確保につながっていること等を踏まえ、スポーツを取り巻く本県の強みを磨き上げ、本県観光のさらなる活性化等を図るものであります。

2の事業の概要であります。(1)の予算額は3,300万円をお願いしております。

(3)の事業内容は、①のとおり、アスリートフードメニューの充実や栄養学に基づいたメニューで構成されているアスリート弁当を県内各地で購入できる体制の構築を進めるほか、②のとおり、スポーツトレーナーズバンクを設立し、現在、理学療法士個人が行っている活動をオール宮崎で対応できる体制を整備することとしております。また、③のとおり、市町村と連携し、大規模国際スポーツ大会等の開催誘致やサーフィン大会誘致に向けた環境整備を進めるほか、県内キャンプ地やサーフスポットでのスタンプラリー等を行います。

一般会計歳出予算の説明は、以上であります。

次に、特別会計の補正について御説明いたします。

平成28年2月定例県議会提出議案(平成27年度補正分)の31ページをお開きください。

議案第52号「平成27年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算(第1号)」につきまして御説明いたします。

32ページをお開きください。

今回の補正につきましては、歳出予算の補正はございませんが、歳入予算について、前年度からの繰越金32万1,000円が生じたことにより、これを計上するとともに、一般会計からの繰入金につきまして、これと同額を減額するものであります。

33ページをごらんください。

議案第53号「平成27年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算(第1号)」であります。

34ページをお開きください。

この補正予算につきましても、歳出予算の補正はございませんが、歳入予算につきまして、

財産運用収入の2万3,000円の増額、前年度からの繰越金58万5,000円が生じたことに伴い、これを計上するとともに、一般会計からの繰入金につきまして、その合計額の60万8,000円を減額するものであります。

観光推進課の説明は、以上であります。

○酒匂オールみやざき営業課長 オールみやざき営業課の平成27年度2月補正予算について御説明いたします。

平成27年度2月補正歳出予算説明資料、オールみやざき営業課のインデックスのところ、251ページをお開きください。

オールみやざき営業課の補正額は9,024万4,000円の増額で、補正後の額は、6億7,083万1,000円となります。

補正予算の主な事項について御説明いたします。

253ページをお開きください。

まず、(事項)国際交流推進事業費923万6,000円の減額であります。これは主に、説明欄6の「アンニョンハセヨ!少年少女国際交流事業」について、韓国と宮崎の小中高校生がお互い訪問し、交流を行うものでございますけれども、韓国でのマーズ(中東呼吸器症候群)発生に伴いまして、事業を中止したことにより減額するものでございます。

また、説明欄7の新規事業「九州グローバル人材活用促進事業」につきましては、国の補正予算に伴うものであり、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

254ページをごらんください。

(事項)貿易促進費2,304万3,000円の増額であります。これは主に、説明欄3の新規事業「食の輸出拡大に向けた流通ネットワーク構築事業」によるものでございます。こちら、国の補正

予算に伴うものでございまして、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

次に、(事項) 県産品販路拡大推進事業費2,658万8,000円の増額でございまして、説明欄2の「ふるさと宮崎応援寄附金」振興事業につきまして、寄附額の増加に伴う返礼品等経費の増によるものであります。

また、説明欄3の新規事業「焼酎産業成長加速化事業」につきましては、こちらにも、国の補正予算に伴うものでございまして、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

それでは、常任委員会資料の24ページをお開きください。

新規事業「九州グローバル人材活用促進事業」であります。

これは、事業の目的にありますように、九州各県と共同で留学生就活サポート協議会を設立し、留学生の就活をサポートすることで、留学生の宮崎を初めとした九州への就職促進を図るものでございます。

具体的には、2の事業概要(1)にありますとおり、当県の負担額は、予算額として50万円でございます。

その内容は、(3)のとおり、留学生就活サポート協議会の運営や留学生と企業のマッチングを行うウェブサイトの構築と運営、スマートフォンでの利用が可能となるようなアプリの開発などの事業を行うための必要な経費の一部を負担するものでございます。

本事業によりまして、外国人留学生の県内への就職が促進されまして、本県経済・産業の国際化や活性化が図られるものと考えております。

次に、25ページをお開きください。

新規事業「食の輸出拡大に向けた流通ネットワーク構築事業」でございまして、

本県の農産物・食品の輸出に向けて取り組むものでございますが、事業概要は、2の(1)にありますとおり、予算額は2,700万円でございます。

その内容は、(3)の①のとおり、県内生産品の海外での販路開拓や輸出有望商品の発掘等を輸出ノウハウを持つ県内事業者へ委託し実施することで、本県における食品輸出のリード役となる地域商社の育成を行うものであります。また、②のとおり、県内企業の営業力強化を図るため、県内企業が行う販路開拓活動の経費の一部支援や商談メールなどの翻訳作業のサポートを行うデスクの設置、海外バイヤー向けのホームページなどの開設を行います。

このことによりまして、3の事業効果にありますとおり、県内生産品の輸出促進及び本県経済の活性化が図られるものと考えております。

次に、26ページをごらんください。

新規事業「焼酎産業成長加速化事業」であります。

これは、1の事業の目的・背景にありますとおり、出荷量日本一の達成を契機に、酒造メーカーの商品力強化や人材育成、販路開拓や消費拡大等の一貫した振興対策に、市町村や関係団体と連携して取り組み、焼酎産業のさらなる成長を図るものでございます。

事業概要は、2の(1)にありますとおり、予算額は2,750万円であります。

内容は、(3)のとおり、①の商品力強化等のため、商品開発等の補助や研修会の開催、②の販路開拓対策として、バイヤー招聘、商談会の実施、③の消費拡大対策として、食や特産品等と一体となったPRイベント・フェアの実施や焼酎蔵めぐりといった旅行商品の造成などに取り組むこととしております。

オールみやぎ営業課の説明は、以上であります。

○**天辰地域雇用対策室長** 地域雇用対策室でございます。

委員会資料の28ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第73号「宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例」につきまして御説明いたします。

まず、1の改正の理由でございますけれども、先ほど補正予算の説明にありましたとおり、国からの通知に基づきまして、当該基金を返還金として処分するため、所要の改正を行うものであります。

次に、2の改正の概要でありますけれども、附則第3項におきまして、「基金は、平成26年度に限りその一部を処分することができる」としてございましたけれども、この26年度を27年度に改めるものであります。

3にありますとおり、施行期日は公布の日としております。

説明は以上であります。

○**二見委員長** 執行部の説明が終了しました。質疑はありますか。

○**松村委員** 11ページの「70歳現役」就業応援事業ということに関して、ちょっとお聞きしたいんですけども、これは1,866万、主に就業開拓コーディネーターの人件費等に充てられる事業ですか。

○**久松労働政策課長** 事業の内訳を申しますと、①のバンク事業が416万5,000円、②の応援センターの整備事業1,450万円が主に就業コーディネーターの3名の人件費ということとなります。

○**松村委員** シルバー人材センターに配置することですけれども、これまで持ってたシル

バー人材センターに登録された人材の中で、その中のキャリアをより細かくして、そしてそのキャリアを情報として集約していくということになるわけですね。

○**久松労働政策課長** 1と2で分けておりますのは、これまでですとシルバー人材センターは安・近・短といいますか、就業できる時間が限られておまして、剪定とか非常に短い期間でできる業務だけだったんですけれども、①で今非常に企業で培った技能とか技術を持った方がかなりふえてきて、U I Jターンをしております。そういった層を狙った人材バンクを1つつくるとというのが、一つ目的でございます。あと、その70歳の就業支援センターにつきましては、従来、企業等で高齢者がふえておりますけれども、企業に高齢者でも任せられる業務がやっぱりございますので、そういったものを開拓して、高齢者が働ける職場の拡大を図りたいといったようなことで考えております。

○**松村委員** 事業内容からいったら、これはシルバー人材センターが派遣する、紹介だけですか。それとも、派遣して、その派遣料とかを取って、シルバー人材センターの運営費に上がっていくことになるんですか。

○**久松労働政策課長** 形態として、シルバー人材センターからの派遣それから請負という事業もできますし、その枠を離れて、実際に会社と個人で就業契約を結んでという形態も考えております。

○**松村委員** 非常にフリーな雇用関係が結ばれるという形になるわけですね。シルバー人材センターもいわゆる仕事をつくり出すというか、65歳以上が多いんでしょうけれども、そういう意味でも、新たなシルバー人材センターの仕事づくりにもなってくるんで、ちょっとおもしろいか

などは思いました。

○久松労働政策課長 これから労働市場が非常に縮まっていくという状況でございます。その中でやはり高齢者を活用しないと、今後、労働市場の労働者の確保というのは非常に難しいという意味もございまして、高齢者の活用といった点でこういった仕組みを入れることで活躍の場を広げたいと思っております。

○二見委員長 関連質問はありませんか。

○野崎委員 先ほど請負もと言われましたけれど、例えば工場のあるラインをシルバー人材で請け負うという請負ですよ、そういう考えでいいんですよ。派遣じゃなくて、請負というのは。

○久松労働政策課長 請負の場合は会社からの発注で、特定の事業についての完成を目的として請け負うという形もございまして、先ほど委員がおっしゃられました、工場からの要請があって、それで派遣をしてもらいたいということに対しての対応もできるということになっております。

○野崎委員 そのときは、個人1人が幾らというんじゃないで、請負の単価ですよ。請負ですから、その部分を例えば月何百万でやってくれとかということになりますよね、そういう考えでいいですね。

○久松労働政策課長 そのとおりでございます。ただ、最低賃金等との関係もございまして、その賃金水準についてはお願いベースでございまして、最低賃金が確保できるようにということでお願いをしております。

○野崎委員 たまたま、今回、一般質問で高齢者の貧困の一般質問をしたんですけれど、非常に深刻な問題でありつつ、また、先ほど雇用の話がありましたけれど、そういう面もあるので、

これ非常に興味のある事業で頑張っていたきたいなと思っております。

○二見委員長 関連した質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 なければ、ほかの項目についての質問をお願いします。

○松村委員 皆さん、たくさんあるでしょうから、1問だけ。16ページの企業立地に関するプロモーションですけど、フードビジネス関連産業等と書いてあるからフードビジネスだけじゃないわけでしょうから、全般なのかなと思いますけれども、フードビジネスに絞ってということでしょうけれど。これは中央の大きな企業さんたちを相手にするんでしょうけれど、外資系とかありますよね。これまでも、東京事務所等で営業しながら、そういうのはやってたんじゃないかと思うんですけど、立地企業に宮崎に来てほしいということで、当然やられてたと思うんですよ。新たにこのフードビジネス関連企業へセミナーを開催していろいろ情報発信するわけですけども、これまでの何か積み重ねというのがあって、これはやられるんですよ。

○日高企業立地課長 企業立地セミナーについては、例えば今年度、東京、大阪、福岡、名古屋等で4回にわたって実施をしております。

今年度におきましては、特段、業種を絞った募集等をいたしませんので、製造業からいわゆるITサービス業、場合によっては金融機関とかコンサルティングの会社とか、そういう企業立地にまつわるような会社、ウェルカムでオープンで募集をして来ていただいて、まずはとにかく宮崎を知ってもらおうというようなところから始めて、おいでになったところについては、宮崎のほうに御招待をしたりとか、さらに県外事

務所等がフォローアップで回ったりとか、そういうやり方でセミナーを生かしておるところであります。

来年度、改めてこういう形で実施するに当たりましては、ある程度、宮崎が強みを持てるような業種について、ターゲットをある程度絞って行っていきたいということが、まず一つあります。フードビジネスも筆頭になりますけれども、近年、宮崎に集積が進んでおりますITサービス業ですとか、そういったものについても幅広く対象にしていきたいと思っておるところであります。

今回につきましては、今までは、ぜひおいでくださいということで、公開募集みたいなことで、興味のあるところの掘り起こしというところで集まってきていただいておりますけれども、まず来年度につきましては、いわゆるリサーチの会社などが、いろんな企業に対する調査を行っておりますので、例えば今、地方進出に関心を持っている、地方進出の意思がある、そういう会社をあらかじめリサーチして、そういうところに具体的なアプローチをして、ぜひおいでくださいという形で、見込みがありそうなところをより掘り起こして絞り込んで、そういう方たちをお招きしてのセミナーということで開催していきたいと思っておるところです。

また、いわゆる外資系につきましては、近年、国の政策の後押しもありまして、海外からの日本国内への投資、こういったものがふえているという実情もありますから、そういう海外企業が日本に目を向けているというところ、そこに見込み客もたくさんいるであろうと、そういう考えのもとに、ジェットロとも連携をして声をかけていきたいという考えで企画したものであります。

○松村委員 特に宮崎は食品関係がこれから一番期待されるんじゃないかと思うんで、このフードビジネスでの的を絞ってというのは、本当に効果が出るんじゃないかと、楽しみにしたいなと思っております。

外資系に関しては、既に何か狙ってるところがあるのかなと思ったんで、これから聞いていこうと思ったんですけど、今からそういうところを調査するというところでよろしいですね。

○日高企業立地課長 外資系については、特に具体的などころがあるということではなく、これからそういうところに働きかけをしていきたいということでもあります。

○松村委員 ここが一番期待してますんで、よろしくお願いします。

○二見委員長 関連質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 なければ、ほかの項目についての質問をお願いします。

○横田委員 19ページの世界農業遺産を生かした観光推進事業についてですけど、世界農業遺産に登録していただいたということで、大変うれしく思うんですけど、今後はそれをどうやっていろんな観光なりに結びつけていくかが一番大事だと思うんですけど。

ここに世界農業遺産を切り口とした旅行商品の造成を図ると書いてありますけれど、いろいろ考えるんだけど、なかなか浮かんでこないんですよね。どういうのが人を呼ぶような観光資源になるんだろうかと。何か具体的に考えておられるものがあったら、教えていただきたいんですけど。

○福嶋観光推進課長 この19ページにも例示という形で(3)の①の(ア)の2つ目のぽつところに上げさせていただいているんですけど

ども、例えば焼畑農業、これを焼畑だけですと一過性になってしまうんですが、草刈りとかそれを焼いて、種をまいて、収穫して、それをまた食すといった一連のツアーに仕立てるとか、あるいは山腹水路というのも例示で上げておりますけれども、今は人が足を踏み入れるにはなかなか険しいところではあるんですが、ここには昭和の初期から長年にわたって、その地元の人が築いてきたというストーリーがありまして、そういったストーリーとセットでここを整備すれば、一つの観光地資源となるんじゃないかというものが幾つかありますので、そちらを掘り起こして、まだちょっと時間はかかると思うんですが、そういったところを観光資源として磨き上げて商品に持っていくということを目指したいと考えてます。

○横田委員 私もきのうの一般質問で農業用水路の話をしたんですけれど、例えば明治とか、もしかするとその前かもしれませんけれど、すごい山の中に隧道を掘って水路をつくってるとか、そういうのも確かにすごいストーリー性があっておもしろいと思うんですが、本当に来てくれるかなという不安も、正直言ってあるんですね。

例えば、自然とか、ずっと守られてきた景観とか、そういうのも農業遺産の一つの要件に入っていると思うんですが、そこにお客さんを呼ぶための新たな施設というか、それをつくって登録を抹消されるとか、そういうことにはならないんですか。

○福嶋観光推進課長 世界農業遺産の価値を伝えたいという思いがありますので、今の暮らしですとか伝統文化、そういったものを見える形にしていくということなのかなと思っています。したがって、新しい施設をつくるという計

画はなかなか出てこないと思うんですけども、例えば宿泊施設に関しては、古民家を改修してというようなことは、町村のほうでも考えていらっしゃると思われま

す。なかなかそういうところに人が来てくれるかという懸念があるかと思うんですけども、今回留学生のツアーを入れていますが、外国人は日本のそういった伝統的なものに非常に興味をお持ちだとも伺っていますので、どこの国、どういった方々がそういうところに興味を持っていただけるのかというのをここで調査したいと思っていますし、あるいは、例えば近畿日本ツーリストなんかは、クラブツーリズムという、非常に旅なれた方がもう一般の観光地には飽きて、こういった非常にある意味マニアックなところに関心を持たれて、少人数で旅行に来られるというようなツアーも十分成り立っておりますので、そういったところと連携しながら、こういった価値を伝えていきたいと思っています。

○横田委員 そこに住む人たちも、自分たちが守りつないできたことを評価していただいて、各地から旅行に来ていただけるというのはすごく自信になるし、うれしいことだと思うんですよ。例えば、大型バスでどっと来るような観光にはならないと思うんですが、しっかりとその価値をわかってくれる人を探して、少しでも多くの人に足を踏み込んでいただくと思いますので、よろしくお願いします。

○蓬原委員 これは補正でやるわけですが、繰り越しですから、内容を見てみると、(ア)が検証・分析、収集・分析を実施し、講習会を行うと。そしてそれによって観光地づくりなどに取り組みする基盤が構築されると、こういう目的になっているんですけど。これは来年度1年だけやって、1年でそういう結論を出すというこ

とですか。

○福嶋観光推進課長 1年で商品造成とか人材育成ができるとは考えておりませんが、この加速化交付金の目的自体が、28年度当初から最低3年は続くと言われている新型交付金につながるためのつなぎといいますか、それを加速化させるための交付金という位置づけですので、あくまでそういう位置づけでこの事業は1年やって、さらにその発展する形は、その新型交付金以降の地方創生の中でやっていくと考えています。

○蓬原委員 要するに単年度じゃなくて、これをまだ継続して、この事業ができるということなんですよね。

○福嶋観光推進課長 この事業は観光ということなんですけれども、農政のほうでも、やはり世界農業遺産の基盤づくりということで、組織体制づくりを主に、あとプロモーション関係を予算として上げていらっしゃる。そちらと両輪でやっていくのと、あとは町村もちろん、自分たちの取り組むべきことということで各町村で交付金を申請してやっておりますので、それらと歩調を合わせながら、息の長い取り組みにはなるとは思いますけれども、取り組んでいきたいと思っています。

○蓬原委員 だから、そこだったんですけど。こういういろんな検証・分析をやるわけですけど、こうすればいいという検証・分析の結果をいつ出すのかなと。

○福嶋観光推進課長 この交付金で実施する事業については、この年度でやった事業についての調査結果はもちろん出すということになります。それを踏まえて、また来年度以降は、それをさらに形にしていくということになろうと思います。

○蓬原委員 観光推進はずっと続けていくということだろうと思うんですけど、観光推進はして、結果的に観光客をいっぱい呼ぶ。そういう効果を出すために、どうしていくかという設計書をつくらないかんわけですよ。だからその設計書はいつできるのかなという、素朴な質問だったんですけど。ずっと調査・分析は続けていかないとと思うんですけど、ただただらとやるのではなくて、必ず結果を出さないといけないわけですから、そのための設計書をいつつくるのかなと。結果は、やってみないとわからんこともあるんでしょうから、そういう質問だったんですが。ある程度めどを決めて、いついつまでにこういう収集・分析を行って、効果はこういうことが出るよという期待される効果があつて、ということかなと思ったんですけど。加速化ですから、どんどん加速化してやっていただけたらと。

○福嶋観光推進課長 新型交付金のほうで関係市町との組織づくりというのを恐らく上げていくんだらうと思いますけれども、そういったところで、一つは、新型交付金が3年という目安がありますので、その中でKPIを設定して、ある程度結果を出していかないといけないというのはありますので、そこで一つの区切りにはなるのかと思います。

○蓬原委員 頑張ってください。

○高橋委員 本県の観光といいますか、教育旅行をずっと何年もいろいろ議論されて、なかなか出口が見えてないというか。世界農業遺産を生かすということで、いわゆる伝統文化の継承とかをおっしゃってるし、山腹水路の歴史とか、いわゆる学ぶという場で、教育旅行を何とか引きつけられるんじゃないかなと、今いろいろやりとりを聞きながら思ったもんですから。そう

いったところを視野に入れられた検討なんかなされなかったのかなと思いますが、どうでしょうか。

○福嶋観光推進課長 直接的にその教育旅行をここに持ってこようという話ではないんですけども、例えばガイドを地元の高校生にやっていただくというのも地元の案としては出たりしておりましたし、あるいは農家民泊も非常に多い地域でありますので、そういったところを活用すれば、教育旅行ということも不可能ではないと思うんですが。とにかく先ほどお話にありましたとおり、大勢で大型バスで来るようなところではありませんので、そういった少人数のものであれば、受け入れは可能だと思います。そういう教育的な価値は非常に大きいところだと思ってます。

○高橋委員 聞こうと思ったんだけど、農家民泊もここは活発にやっているということでしょうから、受け入れる環境は小さいかもしれないけれど、あると私は理解したんですよね。だから、西諸が修学旅行とか受け入れをやってますね。ある意味ここも、やりようによっては中高生とか。例えば北郷のイチゴ農園が、関東の大学生なんかを今も受け入れてますけれど、1週間とか10日とかスパンで農園を体験させながら、キャンプ場で自炊させながらやってるんですよ。そういうのも、地元大学の留学生とかいうふうになってるけれど、そこら辺にアプローチをしていくと——この焼き畑って、今も残ってるのは、たしかここだけだということですよね。私ちょっと最近見たんですけど。そういう、ここだけというのは物すごいインパクトがあると思うんですよね。だから、教育旅行と言ったんだけど。あと、関東とか都会の大学生とか、物すごい興味を持たれるんじゃないかな

いかなと思いますから、その辺をもう少し探っていただくといいかなと思って、申し上げます。

○福嶋観光推進課長 フォレストピアの始まった20年前から森の学校というものもありまして、実際そういった小学生の少人数の夏休みの学習の場であったり、あるいは大学生のそういった研究室の学びの場であったりということも既に素地がありますので、そういったことをまた広げていくということは、この地域で可能なんじゃないかと思います。

○二見委員長 ほかに関連した質問はありませんか。なければ、私のほうでいいですか。

この世界農業遺産についても質問があったので、私も一つお聞きしたいんですけども、今回いろんな旅行とか、要するに交流人口をふやすためのこういう事業に取り組まれるんだと思うんですが、今までこういう観光事業とかいったときに、特に中国とかアジアとか、あちらのほうの方々を対象にしたものとか、そういった環境整備というのは、非常に進めてこられてるのかなと思うんですけど。

昨年の秋だったと思うんですが、自民党会派の部会調査で白川郷、飛騨高山に行ってきたんですね。そしたら、今、アメリカとか都会に行っても、とにかく中国系の観光客が非常に多い中で、あそこだけはヨーロッパ系の人たちが本当多かったんですよね。ミラノ出展のときにも言われてたように、向こうは食文化についても、しっかりとしたこういう知識といいますか、質を求めるといような文化があるとかいう話もあった中で、総合的に考えていくと、こういう世界農業遺産というのも、やはり学術的とかそういった人類の歴史についての考察というものを非常に学びたいというヨーロッパの方々のニ

ーズというものはあるんじゃないかなと感じるわけなんです。今回、こういうモニターツアーを実施したりとかいうことを企画されるみたいなんですけれども、そこ辺の対象地域というものは、どういったものを考えてらっしゃるのか。今申し上げたように、そういうヨーロッパ系とかまで広げていくような事業の予算規模とか、そういったものがあるのかを含めて、ちょっとお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○福嶋観光推進課長 今回、留学生を活用した現地調査というのを入れましたのも、特に欧米系の方に、こういった文化・伝統的なものは響くんじゃないかという予想で上げております。なかなか現地から連れてくるのは費用的に大変ですので、留学生ということで、県内に宮大を筆頭に留学生の方が非常に多く見えてまして、学生だけで250名近く、また国際大の教員なんかも含めると、さらに二十数名ということで、その中には欧米の方もいらっしゃいますので、そういった方に見ていただいて、そういった可能性の調査をしたいと思っています。

○蓬原委員 何となくわかったような気がしたんですけれど。今話を聞いてると、手段じゃなくて、そこに検証とか分析を実施するのが目的なんだけれどということかな。そこに留学生を連れて行って、調査とか分析とか、いろいろ水路を見せたりとか焼畑を見せたりとか、分析させることを目的で、今とりあえずそこに外国の人をいっぱい連れていこうよとか、旅行会社の人を連れていこうよとか、さっきの言葉とどうも私とかみ合わないと思ったのは、この事業はそれが目的なんです。それによって何かの成果品を出すということじゃなくて。我々から見たら、手段に見えたんですけど、手段が目的ということなのかな。どうなのか。ちょっと僕は

かみ合わないなと思ったんですけど。

○福嶋観光推進課長 この事業は単年度でやる事業ですので、この中での成果というのはもちろん出していかないといけないんですが、例えば留学生を連れてきて現地を見せる。そうすると、例えばアジアの人たちは余り響かないかもしれないところに欧米の人は非常に興味を持られるかもしれない。一体何が彼らの心を動かす素材なのか。それが水路なのか、焼畑なのか、また別のものなのかというのを、ある意味探るのがこの目的ですし、その上の（ア）のほうの現地調査というのも、そういったツアーを得意としている旅行会社の人に見ていただいて、どれが観光資源となり得るのか。まだ原石の状態ですので、どこを磨けばいいのかというようなことをこの事業を通して見きわめていきたい。それがこの事業の成果にはなると思っています。それは、また翌年度以降の旅行商品を具体的に造成をしていくとかいう形に結びついていくものだと思っています。

○蓬原委員 わかりました。最終目的は観光に生かすために、観光客をいっぱい来させるというのが最終目的ですよね。その前のこの事業の目的は、そこで一つのそのための方策をつくるための目的で、この事業は、そこに外人さんたちを連れて行って見せて、収集・分析等をするのが、この事業の目的ということですね。最終の観光客をふやすという目的からすれば、これは手段ということでもいいですよ。

○二見委員長 ほかに質問ありませんか。ほかの項目でも。

○松村委員 ちょっとわからなかったんですよ。20ページのインバウンド広域連携という中で、大分県との連携、台湾を市場ターゲットにということがあって、これかなり具体的に大手

クレジットカード会社とか地元金融機関と書いてあるんですけど、こういうツアーとか旅行にこのクレジットカード会社とか金融機関というのは、どういうあれですか。どこがやるんですか。この仕組みがよくわからない。

○福岡観光推進課長 きのうの宮日にも載ってましたけれども、これは今、特に地元金融機関が、観光とかそういう地域振興に対して、地方創生ということに対して、非常に関心が高まっております。具体的には宮崎銀行とか大分銀行になるわけですけども、それに関連のある、カード会社というのはJ C Bですね。そちらが台湾に非常に顧客が多いということで、誘客を図れないかという相談があったというのが発端であります。具体的な話があつての事業化ということですので、今、そういった地方創生に即した形での民間企業との連携事業ということで、全国的にもJ C Bはそういう働きかけをしていると伺っておりますけれども、まだ例は少ないということでございます。

○松村委員 大体想像してたとおりだったんですけども、そういうことかなと思いました。クレジットカード会社、J C Bでも毎月、請求書と一緒に案内が来ますよね。あのときもJ C Bの中でツアーのとかいっぱい入ってきてますよね。銀行がどうかというと、銀行は知らなかったですけども、銀行もそれをネットワークでどういうふうにこれから展開するのかわかんないですけど、宮銀が旅行商品をつくっていくのかわかんないですけど、何かおもしろそうですね。

○二見委員長 ほかに関連質問はありますか。なければ、ほかの項目についての質問がありましたら、お願いします。

○蓬原委員 九州グローバル人材活用促進事業

ですが、これは数字だけ教えていただければいいんですけど。先ほど、外国人留学生が宮大等県内で二百数十名という話がありましたが、これは九州ということになってますけれど、大体、九州で外国人留学生というのはどれぐらいいるものでしょうか。数字だけで結構です。

○酒匂オールみやざき営業課長 九州では約2万2,000人と把握しております。

○蓬原委員 大体、国別では1位、2位、3位ぐらいは押さえていらっしゃいますか。

○酒匂オールみやざき営業課長 済みません、ちょっと手元に持っておりません。後ほどまた報告させていただきます。

○野崎委員 この事業と、12ページの一番下ですか、③の(イ)外国人留学生等の県内企業への、これは似てるような事業なんですけど。

○酒匂オールみやざき営業課長 常任委員会資料24ページの九州グローバル人材活用促進事業は、九州7県と共同でやる事業でございます。それに加えまして、議員御指摘のとおり、12ページの若年者職場定着キャリア教育連携事業の一番下の(イ)外国人留学生の県内企業への就職推進事業につきましては、県の事業として実施をさせていただきまして、先ほど申しました事業と連携して、より効果的に県内の留学生あるいは九州の留学生が宮崎の県内企業とマッチングできるようなことをやっていきたいと思っております。

○高橋委員 細かいこと聞きますけれど、7県の事業ということで、当県の負担が50万じゃないですか。全体の予算とこれは均等割でしょうか。

○酒匂オールみやざき営業課長 今回、九州7県で事業を実施しますが、全体事業費が4,913万1,000円になります。その負担割合の考え方な

んですけれども、先ほど申しました2万2,000人の留学生が、そのままビザを切りかえて就労ビザになった人数というのが、九州全体で699人、そのうち宮崎県が10人ということもございまして、実際就職した人数の実績に応じた負担ということで、宮崎が50万ということもございまして、かなり少ないことありまして、先ほど野崎議員のほうから質問がありました、本県独自でも少し強化して取り組みたいということで、財源的には同じ創生加速化交付金になりますが、この共同事業の中に織り込めなかったものから、計上させていただいたところもございまして。

○高橋委員 ちなみに一番多いのは福岡だと思うんですけど、どのくらい負担をするんですか。

○酒匂オールみやざき営業課長 福岡が699人中の475人という就職もございまして、全体の66%、約3,300万と事務局を持っていただけということで、その事務局経費13万1,000円が福岡県の負担になっております。

○高橋委員 よくわかりました。それは50万円以上の留学生が宮崎に就職できるように頑張らしましょう。

○横田委員 12ページの若年者職場定着の事業ですけれども、高校の新卒者の県内就職率が悪かったということで、今話題になってますけれども、その要因というか、それは大企業志向が強いということも大きな要因だと思うんですよね。そういった意味で、県内の高校生とか保護者向けに宮崎県の企業は中小企業だけれど、すごく伸び代もあるし、少ないがゆえに自分の力を発揮できる場所もあるし、通勤時間もすごく短くて、そういったことを知ってもらいたいということはずごく大事なことだと思うんですよね。

この前の代表質問だったですかね、初任給の

差というのがありましたけれども、あれは4万円ぐらいだったと思うんですけれども、それを例えば2万円ぐらいに縮めるとか、そういうのは県に言ってもしょうがないのかもしれないけれども、県内の企業の体力というか、それを考えたときに、その差を埋めていくというのは、難しいもんなんですか。

○永山商工観光労働部長 初任給の差あるいは平均賃金の差を埋めたいということで、さまざまな産業振興施策、企業成長施策、これはまた当初の委員会で御説明させていただきますけれども、さまざまなことは講じていきたいと思っております。

すぐに結果が出る話ではございません。ただ、1月に開催しました雇用政策懇談会の場、これは企業なり労働側あるいは大学側から来ていただいて、宮崎県の就職の状況等について共通の認識を持とうということで開催したわけですけれども、企業側側のほうにも、今賃金が低いところが大きな課題ではないかということ、我々からの投げかけてるところもございまして、行政側からする産業振興施策と企業側のさまざまな意識改革、このあたりが相まって、少しずつでも上がってくることが、最終的には競争力の強化につながるのではないかなと考えております。

○蓬原委員 先ほどの宮崎の外国人留学生の皆さん方の就職の職種、どんなところに就職されておられるか。意外と大事なことだと思うんですけれども。

○酒匂オールみやざき営業課長 大変申しわけありません。10名という数字も、法務省の統計の数字ということで把握してる数字もございまして、その就職先についてはちょっと把握をしていないところでございます。

○**蓬原委員** わかりました。またわかったら教えてください。

○**野崎委員** 事業内容の②のどこなんですけれど、高校1年生の保護者を対象にと書いてありますが、1年生のときにそういうフェアに行っても、2年、3年となると、そのときの思いとか薄らぐような感じがするんですよね。これ毎年したほうがいいんじゃないかと。とにかく宮崎にはこんな企業があるんだって、3年間かけて植えつけるという考え方もあるのかなと思うんですが。

これはフェアなので、興味がある人だけ参加するんですか、それとも、全学校の1年生を対象にするんですか。

○**天辰地域雇用対策室長** まず、後のほうの御質問なんですけれども、興味のある人というよりも、各高校単位で、私どもが今考えておりますのは、バスを手配しまして、中央なら中央のほうに集まってもらうということで、どの程度の人数になるかまでは、まだちょっとわかりませんが、全体の高校1年生を対象に今考えております。

ちなみに、最初の質問なんですけれども、このフェアのほうは1年生を対象に、これは企業だけではなくて大学とか専門学校、広くこういったものの県内の状況を知ってもらうということで、1年生を対象にやります。2年生に対しては、当初で一応組んでいるんですけれども、2年生と保護者を対象に、ガイダンスということで企業とのそういう場を設定しようということで2年生を対象に考えておりますし、やはり3年になりますと、具体的にもう就職になりますので、そういった支援員を配置するとか、各学年に応じてそういった施策をやっていきたいと考えております。

○**野崎委員** わかりました。ありがとうございます。

○**高橋委員** 県内の高卒の就職率がワースト1位ということで話題になって、これはむしろ、今回ワースト1位になって、こんな言い方はおかしいんですけど、よかったんじゃないかということをする人もいますよ。なぜかという、これが40番ぐらいただったら、あんまり本気になって——申しわけない、いつも本気なんでしょうけれど——やれるかどうかということをした人もいました。だから、これはいい意味で、このワースト1位、これ以下はないわけだから、ある意味そういう意味で、先ほど部長もおっしゃったように雇用政策懇談会ですか、これもしっかりスタートされてやってらっしゃる。

そして、ある労働局の方と話す機会があったときに、こんなことをおっしゃいました。先ほどの平均賃金とかあったけれど、あれはあくまでも平均だから、いい就職先でいい賃金を払ってるところはあるんですよ。そこがしっかりと対象者に行き届いてないんですということをおっしゃってました。

もちろん、そういう学校側でしっかりと情報収集してるところはあると思うんですよ。でも、なかなかうまくそこが広がって隅々まで行かないということをおっしゃってましたから、こういった政策懇談会とか、今回の事業でいうと、14ページの事業なんだろうかね、こういったところにしっかりと力を入れてもらって、いろんなところと連携していけば、もっともっと高い率での就職率になると思うので、申し上げておきます。よかったということで、私は頑張ろうという気になったと思うんです。

○**天辰地域雇用対策室長** 委員が今おっしゃい

ましたけれども、いいきっかけではないんですけども、これを契機に改めてこの問題について取り組んでいくということで、こういう補正、来年度の当初含めて、また取り組んでまいりたいと考えております。

○蓬原委員 関連して。逆に考えれば、県外就職率日本一ということなんですよ。逆にいえば、そういうことなんですよ。だから、うちの会派にもいろんな議論があって、かわいい子には旅をさせよという表現した人もおりましたけれど、逆に、若いときは都会に行って、いろんなスキルをアップして、いろんな技術を身につけて、それで、我々宮崎県チームとしては、その人たちをU I JターンのUターンの対象者として、いずれ、しっかりした戦力になったであろうその人材を逆に呼び込んでくるということにすれば、これは一石二鳥なんですよ。人材もふえる、それに伴う技術力もふえるということであるから、そういうこともまた逆に、そういう県内就職率という意味ではワースト1位、県外就職率という意味では日本一ですから、その人たちを将来、宮崎に生かそうという視点。だから後のフォローアップですよ。学校との連携、どこにどう就職してどうなったかというフォローアップをしながら、その後のUターン、今声かけてるわけじゃないですか、東京に事務所をつくったり。だからそういう卒業生、宮崎出身の人たちに対するそういう働きかけというか、そういうことも必要なんだろうなと、私はまた、逆に思うんですけれど。そういうことでよろしく。

○永山商工観光労働部長 高校生が最下位になったということを契機として、県内企業の人材の確保という観点からも、残ってほしいということで、それはしっかり取り組んでいきたい

と思っております。ただ、おっしゃるとおり、人材の育成という点では、県外への就職あるいは県外への進学というのは、大きなきっかけになります。そこでしっかり鍛えられた方たちが、また宮崎に貢献してほしいという思いもあります。

我々としては、県内就職への働きかけと、もう一つは、おっしゃったようにU I Jターンあるいは進学した方々にどうアプローチしていくのか。なかなか大きな対象としてつかまえ切れてないというのが、これまでの課題でしたんで、どうやって進学した人あるいは就職した人たちをつかまえておくのかと、情報提供し続けることができるかということが大きな課題だろうと思っております。いずれにしても、いろんなことをやっていかなければ、地方創生あるいは人口減少はとまりませんので、しっかり対応していきたいと思っております。

○横田委員 説明資料の243ページですけど、工業団地の整備の説明がありましたけれど、その下にフリーウェイ工業団地のことも書いてありますけれど、今までの誘致企業とこれからの誘致企業は、ちょっと性格が違ってくると思うんですよ。それで1,000人、2,000人単位の雇用が生まれるような工場とか、なかなかもう来てくれないような気もするんですけれど。その工業団地に対するこれからの考え方をちょっと教えていただきたいんです。

○日高企業立地課長 この事業については、市町村に対する補助金ということで組んでおるところですが、委員がおっしゃるように、製造業の新たな進出、新工場を立ててというのは、大変今厳しい状況というのはあります。新工場をつくる場合でも、今ある工場の中の敷地に増設をすとか、そういう対応をする企業がふえているという感じはしております。

ただ、そのかわりに主流的に今ふえてきているのがIT関係。ビルがあれば、そこに大きな投資がなく進出していくことができると。そういった業態もふえてきているところです。

ただ一方で、例えば高校を卒業した人が、そのまま新卒として就職できる場所として、製造業というのが、依然として非常に魅力的な業種であるとも思っております。

都城市などを初めとして、今つくろうとしているところについては、流通系の配送センターとかそういった企業がふえていて。高速道が通ったという効果もあるのかと思いますけれども、インター近くの工業団地に対する進出が、都城地区では非常に多く発生しているということで、そういうことをにらんで、座布団ではありませんけれども、工業団地というものの整備を進めようとしておられます。

各市町村で置かれた状況というのは違うかと思えますけれども、若い人たちの就職の場ということで、ぜひ製造業を導入して、新たな活気をもたらしたいという意向のところについては、非常に大変な事業ではありますが、やはり工業団地をつくっていききたい、そういうふうなところもあろうかなと思っております。

○横田委員 それぞれの市町村はやっぱり雇用の場を確保して、地元若い者を残したいという思いがあると思うんですね。だから気持ちはすごくよくわかるんですけど。ただ、今の情勢をしっかりと見きわめて、せっかく工業団地をつくったのに、塩漬けになってしまったというようなことにならないように、しっかりと連携しながら、調整しながらやっていただければと思います。

○二見委員長 まだ質問もあると思いますので、時間が来ましたから、ここで休憩に入りまして、

午後1時10分に再開いたします。

正午休憩

午後1時7分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

○酒匂オールみやざき営業課長 蓬原議員のほうから午前中、御質問のありました九州全体の国別の留学生の数でございます。平成26年5月1日現在の数字になりますが、1位が中国で1万284人、2位がベトナムで3,816人、3位がネパールで3,024人、4位が韓国で1,566人、5位がインドネシアの493人となっております。全体では2万1,863人というところでございます。

○蓬原委員 韓国をもう一回お願いします。

○酒匂オールみやざき営業課長 韓国が4位で1,566人でございます。

○蓬原委員 25ページですけど、商談メール等の翻訳とか、当然受信・発信があると思うんですけど、これは非常にありがたいことだなと思うんですが、要は一般ユーザーというか県民の人が、これをやっていただけるというのを知らないことには。最近、この翻訳ソフトというのがあるんですね、私も息子から聞いてこれやるんですけど、「私は」からちゃんと入れないと、物すごくおかしい翻訳をするんですよ、翻訳ソフトというのがありますが、まだ完全じゃないようです。ですから、これをやっていただくというのは非常にありがたいことだと思うんですけど。要は、周知を図らないと、なかなか、頼んでいいのかなという気分になるわけですね。そのあたりの周知のやり方はどうですか。

○酒匂オールみやざき営業課長 今回この営業力の強化ということで、メールとかポップの広告商材の翻訳をするサポートデスク等設置をさせていただくものなんですけど、今年度の補正で

地方創生加速化交付金を活用いたしますが、実は平成26年度の2月補正の段階で、地方創生先行型交付金というのを活用いたしまして、「世界に広げよう！グローバル展開支援事業」というのを実施させていただいておるところでございますが、その中の一つのメニューとして、今年度から輸出ビジネスサポートデスクというのを設置をさせていただいております。今周知をしております。まずは登録をしていただくことになっておりまして、県内、今35社登録をいただいております。利用件数が112件ということになっております。

今後も認められましたら、引き続き周知等には努めてまいりたいと思っております。

○蓬原委員 これは何カ国語ですか。

○酒匂オールみやざき営業課長 私どものほうで今用意しておりますのは、英語、中国語、イタリア語、ドイツ語、それと、この反対から訳す日本語ということで、外国語では4カ国語に対応をさせていただいております。

○松村委員 25ページ。これ県内で輸出を始めた実績として、海外との取引で、80社近くも実績が上がって、年々上がってきてますよね。この地域商社を育成するというと、宮崎というと、余り海外との商社というイメージがないんですけど、考えられるのは、経済連とかぐらいか頭にはないんですが、商社というのは、この70から80社の今実際やってる人たちの皆さんに発信して、そのあたりを育てていこうということなんですか。

○酒匂オールみやざき営業課長 今回、この地域商社の育成ということをお願い申し上げております一つの理由といたしまして、さまざまな商談会、見本市等を開催して、県内企業85社参

加しておるんですけれども、先方との企業との商談の中で、先方の企業からは、相手国に、例えば香港まで届けてほしいという要望がよくございます。こちら側の企業からしますと、できれば博多港なら博多港に届けたい。そこから先に届けるノウハウが、なかなか県内の企業、少のうございます。やはり語学にも対応しなきゃいけませんし、通関の手続あるいは衛生証明等々、貿易に際しましてはさまざまなノウハウが必要となってまいりまして、県内の企業と相手側の求めている方々をつなぐ間に、通常は貿易会社とか商社というのがおるわけでございますが、残念ながら、県内にはそういった担える商社がないということございまして、県外の商社あるいは国外の商社に頼らざるを得ない状況でございます。そもそも県内の商品の知識もありませんし、宮崎県に対する愛着もない中で、なかなか商品を取り扱っていただけないということもございまして、両方の国の取引の仲立ちをできる、間に入る、ここで言う地域商社を育成したいということをお願いしております。

候補となる企業といたしましては、私どもが一番身近におりますのは物産貿易振興センターでございますし、それ以外にも、運輸事業者で実際物を届けていただいているノウハウを持っている業者もございますし、逆に向こうから商品を輸入してて、貿易には通常なれているのでということで、新たな取り組みとして、そういった輸出もやろうかというような企業があられるんじゃないかと思ひまして、公募で、そういった商社については、今回募集してみたいと思っております。

○松村委員 何社か、めどはあるということですね。頑張ってください。

○西村委員 関連というより、「MIYAZAK

I FREE Wi-Fi」でずっと私も質問等をやってきましたですけど、いよいよ昨年からのFREE Wi-Fi事業がスタートして、今年度でふえていくんですけど。今後の設置目標みたいなのを長期的に考えたときに、どの程度の割合、例えば主要駅とか主要観光地には全部設置するとか、そのぐらいの高い目標があるのか。今、それは何合目まで達成されているのかということと。

あともう一点、これは企業側の問題もあるんですが、JRさんとの協力体制というのを以前から私も申し上げてるんですが、そのあたりを今後どうしていくのか。

今、飛行機の中でもWi-Fiが使える時代になって、航空機の中でも使えるような状況になる中で、実は日豊線を私も使ってますけれど、非常に電波の状況が悪いんですね。特に宮崎一大分間というのは、山岳地も通って、都城方面もなんですけれど、非常に山のところは電波が悪い状況がある中で、少しJRさんと協力して、そういう電波が悪い地域に社内でWi-Fiを飛ばせる技術というのは、そんなに今難しい状況じゃないと思うんですよ。そういうものというのは確立できるんじゃないかなと思うんですが、この事業の中にそういうものは取り込まれていかないのか、ちょっと伺いたいなと思います。

○福嶋観光推進課長 では、最初の質問の目標をどういうところに置いて、何合目かというお話なんですけれども、今年度サーバを設置して、県の観光案内版をまずやって、あと市町村に呼びかけて、市町村の観光地も徐々に開拓をしてまいりました。

現在、こういった行政の施設、それと民間は、今お話のありましたJRは宮崎駅だけですけど

ども、あとは宮崎空港それからバス停、あとは飲食店等の100施設余り、合わせまして、今大体134施設で、このFREE Wi-Fiが使える状況になっております。

目標値ということではいいますと、まず市町村は、県の観光振興計画の中で全26市町村でWi-Fiが使える環境にしたいという目標は掲げております。市町村のほうも、それぞれの予算をとりながら取り組んでいただけてまして、今年度は5市町において、各観光施設での設置ができました。来年度も6市町において、さらにふやしていくということにしております。あとの2番目の質問にもかかってくるんですけど、民間のほうへもさらに働きかけを進めていきたいと思っています。これはNTTさんと共同で拡大をしていきたいと。

具体的な数値目標というのは、その民間施設も含めてのものはありませんけれども、今全国では福岡市が恐らく一番多いだろうと。これが386というのが福岡なんですけれども、福岡市のFREE Wi-Fiが、今それだけ国内トップクラスということで聞いておりますので、なるべくそれに近い数字を出していけたらと思います。

JRに関していいますと、今宮崎駅のほうは、もう既に設置済みなんですけれども、例えば車両内とか各ほかの駅とかに関しては、まだちょっと具体的なお話をしておりませんで、これからの課題かなと思っているところです。そういったニーズがあるということを踏まえまして、また今後協議をできたらと考えてます。

○西村委員 ありがとうございます。

○二見委員長 関連質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 ほかに質問はありませんか。

○高橋委員 3ページの創業・新事業挑戦支援ファンドの精算について。いい結果が出た、成果の上がった事業だということで、大変評価されると思うんですね。これ精算だから、この事業は閉じるわけで、ひょっとしたら、当初予算の事業の中であるのかどうか、私はまだ細かく精査してませんけれど。結局、この後のアクション、いわゆる行政としてどういうふうに中小企業を支援していくのか。そういったところは、どのように私たちは理解すればいいんでしょうか。

○野間産業振興課長 ファンドをこれで閉じるわけですがけれども、ファンドについての考え方としましては、この当時、民間金融状況が大変厳しくて、民間にもこういうファンドがなかったということで、県も支援してファンドをつくったわけですがけれども。その後、経済状況も変わりました、このファンドの後、民間のほう、銀行のほうでも、こういう新事業を支援するファンドというのを設立されてきております。また、最近、金融状況というのも変わってきておりますので、ファンドについての今の県の考え方としては、ファンドを設立している金融機関とも連携して、その金融機関の持っているファンドを活用しながら支援していきたいと、今のところは考えております。

○高橋委員 今回このファンドを閉じるけれど、今金融機関で実際にそういった事業はあるし、今からまだ新たな投資をしようとかいう中小企業のところについては、そういう道はあるということで理解していいわけですね。

○野間産業振興課長 ファンドによる支援については、その民間のファンドができてきたということですし、民間のほうの金融需要については、さまざまあると思いますので、それについ

ては、また新しい需要というのが出てくれば、それに対応していくということで考えていきたいと思います。

○高橋委員 新しい需要が出てきたら考えていきたいと、行政も今から何かその需要が出てきたら応えようということがあるということなんですか。

○野間産業振興課長 今具体的にこういうものをと考えてるわけではありませんけれども、このファンドも当時の経済状況に応じて必要だということをつくったわけですので、今後いろいろ経済環境が変わってきて、何かしら県のほうでこういう支援をする必要があるということであれば、そのときにまた考えていくことになろうかということでございます。

○高橋委員 わかりました。

○二見委員長 関連質問がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 ほかに質問はありますか。

○蓬原委員 26ページ、焼酎産業です。焼酎が、宮崎県が日本一になって、県内の消費を入れなければ、総額でいえば1,000億円ぐらい、県外出荷が大ざっぱに850億円ぐらいということで、外貨獲得の優等生だということで、統計上、これは工業出荷額になるわけですがけれども。こういう事業をようやくつくっていただいて、業界からもまた議会からもかなりこれまでお願いをしてきたと思うんですが。

ただ、酒造メーカー、いろいろ三十数社あると思いますけれど、大きなところはいいんですけど、小さいところはなかなか売り上げが伸びないと。むしろ減ってるところもあるという悩みも実際聞いておりまして、こういう商談会とか、ここを加速化していただく分については、一人勝ちにならないように、それはそれでいいんで

すが、そういう小さいところへの目配りもした、全体が底上げできるような、いろんな商談等の向上を。そして鹿児島県が行政・民間挙げて、宮崎県に本場が抜かれたということで、盛り返すぞという意気込みを持っていらっしゃるようですから、ゆめゆめ、せっかく奪った日本一の焼酎生産県でありますので、奪われるということがないように、よろしくお願いをしたいと思います。しかし、もし御意見があれば、どうぞお願いいたします。

○酒匂オールみやざき営業課長 今回、まさに出荷量日本一を達成したということを契機としまして、蓬原議員申されましたとおり、焼酎産業は、本県産業の基幹産業の一つでもございます。また、原料に芋、米等々を活用する裾野の広い産業ということで、県内への波及効果の高い産業だと思っております。そのこともありまして、今回、焼酎産業成長加速化ということで、一本の柱で立てさせていただきました。

その中で大きく3つ、商品力強化とか販路開拓、消費拡大、酒造組合等あるいは38酒蔵のメーカーとも十分連携しながら取り組んでまいりたいと思っております。

その中でも特に本県の特徴としては、小規模な蔵元が多いということで、一番の商品力強化、人材育成のところ、日ごろ、そういった商談とか商品開発のところから、なかなかノウハウがないという方々のために、1年間を通しまして、人材育成のプログラム等々も用意しながら、当該焼酎産業の活性化を図っていきたく思っているところでございます。

○横田委員 22ページの神話の源流についてお尋ねします。

次のステップという言葉があるんですけど、事業内容で1に書いてありますけれど、次のス

テップを具体的にどう考えておられるのか、ちょっとお聞かせください。

○松浦記紀編さん記念事業推進室長 ここに書いてあります次のステップと言っているのは、これまで市町村と、神話それから観光というのをどう展開していこうかということ、この1～2年議論してまいりました。それぞれの市町村で持っている資源なり、アピールポイントなりというものが当然あるだろうというようなことで、それぞれの市町村の神話に基づいて、どういったものを売り出していくのかという素材の洗い直しからやってきてるところでございまして、その中でターゲットをどう決めていこうかということまでは、ある程度話し合いをしてきたところでございます。

それを実際に実証という形で展開していこうというのがこの事業でございまして、一つには、例えばインターネットのキャンペーンと一緒に市町村と県とで打って、それぞれの市町村はそれぞれの市町村のストーリー立て、あるいはそれに合うような観光資源なり食材なり、そういったものをPRしながら誘客につなげていこうというような、そういう実証をやっていこうというのが次のステップということでございまして、ただ、現時点では、いずれにしろ、ある意味仮説でございまして、それを実際に実験をしながら、修正点を修正しながら、ターゲットにどういうふうによくアピールしながら、誘客につなげていけるかというようなところを、ここ数年でやっていきたいと考えてるところでございまして。

○横田委員 先日行われました吉田類さんの講演会へ私も行ってきました。芸術劇場が2階席までいっぱいになって、すごく盛況でうれしかったんですけど、日向神話に関心が高まっ

てきているのか、それとも吉田類さんの人気なのか、その両方なのか、よくわかりませんが、でも、ああいう催しを通じて、日向神話の理解がだんだん深まっていくんじゃないかなとも思いました。

これから、いよいよ記紀編さん事業の後半の詰めに入って行くわけですが、しっかりと実を結ぶように、さらに頑張ってくださいと思います。

○松浦記紀編さん記念事業推進室長 ありがとうございます。吉田類さんをお呼びしたのは、これまで県民大学、県民向けの啓発をやっている中で、それなりに対象となる層は確保できたんですが、少し停滞感というか、これ以上の拡大がなかなか難しいなあという状況がありましたので、もう少し範囲を広げた形で関心を高めていきたいということで、吉田類さんをお願いをしたということになります。

そういった形で、少し裾野を広げていくという方向性も考えながらやってまいりたいというようなことと、それから吉田類さんの講演会の1週間前には、神楽のシンポジウムもさせていただいたんですけれども、それは本当に宮崎のすばらしい神楽という資源を、本質をしっかりと伝えていくというようなことをやりながら、できれば世界遺産なりも目指していきたいというような、そういう高い目標を掲げながらではありますけれども、発信をしていきながら、これもその誘客につなげていくようなところまで持っていきたいというような流れでございまして、ある意味高く、あるいは広くというふうなところを、これからはもうちょっと追いかけていきたいなと思っております。

○高橋委員 歳出予算説明資料の249ページなんですけれども、スポーツランドみやざき推進強化

事業が2,600万の減額補正なんです。この理由は説明されなかったと思うんですが、まずそこをお聞かせください。

○福嶋観光推進課長 冒頭で部長からも一言あったとは思いますが、この事業が地方創生の先行型の交付金、昨年度の2月補正において、同様の事業が活用できるということだったので、そちらのほうを生かすということで、この当初予算については減額をさせていただいております。

うちの課でいいますと、ほかにも教育旅行ですとか幾つかあるんですけれども、一括して10分の10の交付金を活用させていただいたということで、説明は省略させていただきました。

○高橋委員 何とか整理ができました。いわゆる、この1番と4番は恐らく事業として重なるんですよね。だから国の交付金を優先させて事業をしたほうが有利ですよ。

○福嶋観光推進課長 この249ページの1番と4番は全く別物でございます。1番のほうは、27年度当初予算で組んでおりました。それを今回、全額減額いたしますけれども、26年度の2月補正で同様の事業が計上されておまして、そちらが明許繰越で全額繰越されて、27年度は実施されたと。この4番については、今年度の2月補正、加速化交付金というまた新たな交付金によって計画した事業でありまして、1と4は全く別物ということになります。

○高橋委員 スポーツランドみやざき推進強化事業の中には、アスリートフードとか何かあったような記憶があったもんだから、そういう意味では、ひょっとしたら、この地方創生加速化交付金の制度からして、全く新しい新規じゃないと認められなくて、4番の事業を新規として上げられたのかなと思ったんですよ。そういう

意味とは違うんですか。

○福嶋観光推進課長 中身としてはスポーツメディカル関係ですとかフードの関係ということではそうなんですけれども、中身としては全く新しい形で、この4番の事業は成り立っております。新規性という意味では、4番の事業は、メディカルとかフードとかいう切り口はあるんですけれども、さらに進化した形で、新しい事業というのがこの4番の事業に上がっているということです。

○高橋委員 ちょっと私もまだ理解できてないかもしれない。2,600万のいわゆる減額したということ、そもそも事業として上がったものをしてないわけでしょう。その分については、この4番で振りかえるわけじゃないんですか。

○福嶋観光推進課長 2,600万のこのゼロになる事業については、予算書の中では見えないんですけれども、前年度の2月補正で上げて、明許繰越で全額繰越しをしておりますので、その繰越事業の中でしっかり実施をさせていただいております。若干、事業名は変わってますけれども、金額としては同額で、27年度にその内容については実施をしたということです。

この4番の事業は、また新しい交付金、今年度の2月補正で繰り越して、来年28年度に実施するという事業になります。

○永山商工観光労働部長 課長が言いましたように、27年2月の補正で地方創生の交付金を使ってスポーツランドの予算を組みました。27年度の当初予算の中でもスポーツランドのこの事業として2,600万9,000円の事業を組んでます。もちろん交付金事業が10分の10ですから、それを優先して使って行って、我々のほうで、それを上回って使うだけの事業を組み立て、事業ができれば一番よかったですけれども、人的な制

約とかいろんなこともあって、事業を全部をやることはできませんでしたので、まずはその2月の追加補正で組んで、繰り越した事業を優先的に行って行って、当初予算で組んだ分については、使い切れれば一番よかったです、使い切れなかったもんですから、今回、補正減という形でやらせていただいたと。

4番のところは、また新しく交付金が出てきましたので、それで今まで取り組んでたスポーツランドのところをもう一度ちょっと上昇させて、レベルを上げて、もっとたくさん取り組みましょうということで、今回3,300万円を組ませていただいているということでございます。

○高橋委員 わかりました。

○野崎委員 15ページの働き方改革なんです、非常に育休のイメージを壊した元国会議員もいらっしゃいますが。宮崎は中小企業が多いので、この育休とかを含めた両立するような状況というのはどんなものなんですか。育休がとりやすいとか、そういう状況がわかれば、教えていただきたいんですけれど。

○久松労働政策課長 育児休業につきましては、データを申し上げますと、全国での取得率は、男性ですと2.3%、女性ですと86.6%。

我が県におきましては、これは県の労働条件実態調査というのを毎年やっておりますけれども、男性が、若干全国よりは高く3.4%、女性につきましても、全国より高い96%ということとなっておりますので、中小企業が多いという条件はございますけれども、データの的には、本県のほうが進んでとられてるという状況になっております。

○野崎委員 事業内容の②の(イ)にあります両立支援企業推進員の方はどういう方がされるのでしょうか。

○久松労働政策課長 実はこの両立支援につきましては、今度の県の総合計画等で、今、登録件数が26年度で501件程度でございますけれども、これを倍増の1,000件程度には持っていきたいと考えております。

この1,000件に持っていくためには、かなり企業を頻繁に回って、この啓発をやっていかないと難しいということで、我々、今職員が関係課とも連携しながら回っておるわけですが、それでは十分に目標を達成できるという保証がないといえますか、それ以上に頑張らないと、この両立応援はできないというところで、新たに非常勤として1名を雇用して、企業回りをして足で稼ぐという方法を周知を図っていきたいと思っております。

○野崎委員 わかりました。

○二見委員長 ほかに関連質問はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 ほかの質問をお願いします。

○蓬原委員 9ページのメディカルバレー国際競争力UP中小企業リーディングモデル事業について、8,000万強、確かに金額もかなり大きいようですから、お聞きしておきたいと思えます。

工業技術センターに機器の製品化の促進を図る、安全性評価のためとあるんですが、ちょっとこの辺のところをわかりやすく教えていただけませんか。

○谷口産業集積推進室長 事業内容の①に海外市場化戦略支援事業ということで、その中に「安全性評価を行うための機器を工業技術センターに整備し」と記載しておりますが、想定しておりますのが、落雷等によって発生しました異常電圧が機器に侵入した場合に、その機器の動作がどうなるかというのを評価する、電磁環境試験機器と言われるものですが、こちらを

予定しております。これは、医療機器の承認を得るために必要な法律に基づく必須試験となっておりますので、そういった機器を工業技術センターに整備したいと考えております。

○蓬原委員 それは、空中から来る電磁波、それとも電源から来るサージ電圧という両方ですか。

○富山工業技術センター所長 これは電源がございまして、具体的には普通100ボルトで作動すると。それが雷を想定いたしまして、この想定してる装置では、15キロボルトまでの高電圧をかけることができます。基準では、4キロボルトというのが基準になってます。4キロボルトを瞬間的にかけても、誤動作をしないということを確認する必要があるんですけども、それよりももっと高い基準で製造したいという企業さんがふえておりますので、15キロボルトを荷電して検査ができる、そういう装置を想定しております。

○蓬原委員 要するにこの医療機器というのは、もし異常気象等によって、雷が鳴って、電源がおかしくなって、それによって誤動作をすると命にかかわるので、その分をしっかりと電源の方をブロックアウトできないといけないという、それができるかということを試験する装置だということですね。わかりました。

ちょっと話を広げて質問しますけれど、知的所有権というか、特許ですよ。普通、この製品開発とかいろんなことをやる場合には、これテレビでもやりましたけれど、普通、先行特許とダブらないように、全部チェックするんですよ。チェックしないと、もし知らずに、後で後発でこれいいと思ってやって、特許を侵害した場合は、物すごい損害賠償ということになるので。

本県の場合はトータルを考えたときに、そのあたりの特許の既設のものに対する管理と、こちらからこういうものを今から開発しようとするときの、この整合性というか、先行特許の侵害にならないようにする、そこの部分のセクションというのは、ちゃんとチェックされてるんですか。どこにあるんですか。それは工業センターじゃないと思うんだけど。

○野間産業振興課長 県で工業技術センターなり食品開発センターからするときには、もちろんセンター内での一定の調査はできるわけですが、データについては、同じ建物の中に発明協会もありますので、そこである程度特許に詳しい人が常駐してますので、そこにも相談するというようなこともした上で特許を出願するわけですが、実際の手続については、弁理士さんに委託して実施しておりますので、その段階でもチェックはかかってくるものと考えております。

○蓬原委員 一応そのあたりについてもチェック体制はしっかりできていると、我々は理解していいわけですね。

○野間産業振興課長 県でできる範囲では、十分調査の上、出願してるということで考えていただいていいと思います。

○二見委員長 ほかに質問はありませんか。

質問が出ればと思ったんですけど、なかったの。7ページのクラウドファンディングの支援事業なんですけれども、これって、僕のイメージでは、結構ふるさと納税に近い感じのかなと。皆さん興味を持った方が、何か事業を行いたい方に対して、大なり小なりのお金を出資すると。それに対する何か見返りがある。例えば「ファーボ」とかが、たしかこういうクラウドファンディングというのだったと思うんで

すが。

まず、このクラウドファンディングの現状というのは、今どようになっているのか。今回これを活用されるということで、この宮崎県に必要だということだと思っんですけども、どういう状況なのかをちょっと御説明いただきたいと思います。

○門内経営金融支援室長 まず、クラウドファンディングの現状でございますけれども、本県におきましては、先ほどおっしゃいましたインタークロスが運営してる購入型のクラウドファンディング、これがございまして、県内で55件の募集実績がございます。そのうち39件が目標を達成しているという状況でございます。

クラウドファンディングにつきましては、その形態といたしまして、寄附型それから購入型、それと投資型といったような形態がございます。

寄附型については、当然、出資に対する見返り等を求めるものではございません。購入型につきましては、商品とかそれからサービスで見返りを求めるというようなことでございまして、今回実施しますクラウドファンディングの事業につきましては、投資の形態をとりたいと考えております。

投資の形態の場合には、資金調達をする事業者にとっては、新たな資金調達の手段ということで資金を受けるわけございまして、また資金を提供する個人にとりましては、新たな資金運用の手段といたしますか、今非常に低金利でございまして、新たな資金運用の手段と考えられるものではないかと思っております。

また、クラウドファンディングにつきましては、その資金調達者のプロフィールといたしまして、資金調達者が資金を調達する理由、それからその商品に対する思いとか、そういったもの

がインターネット上で非常に明らかになるということでございまして、単なる資金調達的手段に限らず、事業に対する共感とか、そういったものでの資金供給という面もありまして、例えば新たな商品に対するファンづくりとか、それからマーケットの手段といったものでも活用できるというものでございます。

さらに、この資金につきましては、資金提供者は大都市圏に多いということで、都市部から地方への資金管理を図るといった側面もございます。そういった事業ということでございます。

○二見委員長 今御説明いただいて思ったんですけれど、その投資型を今回使いたいということで、それであるならば、今そういった投資型のクラウドファンディングを運営しているところもあると思うんですけれども、大体どれくらいの金額が動いているのかとか、あと例えばどれだけの実績があるのか、また宮崎でどれくらいの見込みを考えてるとか、そういった想定の数値というのは何かあるんですか。

○門内経営金融支援室長 投資型につきましては、県内の状況でございまして、まだ活用は始まったばかりということでございまして、私どもが把握している限りでは、1件だけでございます。

この投資型につきましては、その規模からいきますと、例えば寄附型とか、先ほど申しました購入型とか、そういったものに比べますと、やはり、より多くの資金調達が可能になってくると思っております。実際に行われているものでいきますと、大体500万から1,000万程度の資金の調達が可能になってくるのではないかと思います。

それと、一方で投資するほうの投資額でございまして、これにつきましては、寄附型

とか購入型の場合には非常に投資額も少なく、個人で1,000円ぐらいから可能でございすけれども、投資型の場合には1万円から2万、3万、5万ぐらいまでを考えているところでございます。

○二見委員長 要するに投資する人たちが、結構いるという見込みですよね。それが今回、そこを活用するというので、この1,400万、いろんなこの3つの支援プログラムをやっていくわけですが、それ以上の効果を見込んでの取り組みと考えてもよろしいですか。

○門内経営金融支援室長 まず、応援者がいっぱいいるのかどうかということでございすけれども、このクラウドファンディングにつきまして、投資型の場合には、第二種金融商品取引事業者が取り扱うこととなっております、その業者の会員でございすけれども、全国で大体7万4,000~5,000人いるということでございす。これが一番大きな事業者の会員でございすけれども。そのうち、関東、関西、中部圏で大体8割の会員ということでございまして、そういった方々から投資をいただくという可能性は非常に高いんじゃないかと思っております。

そういったことで、本県のこのクラウドファンディングについては、食の分野に特化しておりますけれども、食がさらに全国的にもファンを獲得することにもなっていくますし、それから先ほど申しましたように、非常に大きな外貨の獲得ということにもつながっていくのではないかと考えております。

○二見委員長 わかりました。要するに素人よりか、どっちかという、専門的に扱ってる人たちが、こういったものを検討していかれるということなんだという説明だったと思います。ありがとうございます。

ほかに何か質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、次に、その他の報告事項に関する説明を求めます。

○日下商工政策課長 その他報告事項ということで、商工政策課からは、県内経済の概況等について、29ページをお開きいただければと思います。

まず、1の表でございます。こちらにつきましては毎回同様でございますけれども、3つの機関の経済概況の報告を記載をしております、左から、日銀宮崎事務所、次が財務省の宮崎財務事務所、この2つが本県経済でございまして、一番右が内閣府の月例経済報告という全国状況でございます。また、矢印は、前期との比較での改善、悪化、横ばいかを示しているものでございます。

こちらを見ていただきますと、2月のところにございますとおり、日銀宮崎事務所につきましては、「持ち直しの動きが続いている」ということでございます。

一方、真ん中の欄、宮崎財務事務所につきましては、「県内経済は一部に弱さが見られるものの、緩やかに持ち直している」としているところでございます。

なお、全国につきましては、内閣府の月例経済報告の2月分では、「このところ一部に弱さも見られるが緩やかな回復基調が続いている」との評価になっているところでございます。

このように本県の経済状況といたしましては、引き続き緩やかな回復基調が続いてはおりますけれども、先日発表されました、昨年10月から12月までの我が国全体のGDPは、年率換算で1.4%減ということでもございました。また、中国経済や元安など影響を受けたと思われ、円

高、株安が発生したということも言われております。

宮崎財務事務所の説明にもございますけれども、やはりこういった海外景気の下振れなど県内経済を下押しするようリスクにつきましては、引き続き、こういった景気動向につきまして注視が必要であると考えているところでございます。

30ページをお開きください。ここからは主要指標につきまして御説明いたします。

まず、2の(1)の個人消費の百貨店・スーパーの販売額ですが、全店ベースで見ますと、11月は衣料品の不振によりまして前年を下回ったものの、12月は食料品が堅調であったことなどにより、全店ベースでは前年比で増加したというところがございます。やはり、宮崎財務事務所の調査によりまして、暖冬の影響が大きく見られるということもございます。

(2)の乗用車販売台数につきましては、昨年4月の軽自動車税の増税の影響が続いておりまして、県全体では、12月は20.7%の減、1月は12%の減となりました。特に軽自動車等につきましては、前年同月比で20%を超える減少が続いておりますが、消費マインドの持ち直しによりまして、普通自動車を中心に上昇の動きも見られているところではございます。

31ページをお開きいただければと思います。

(3)の観光の個人消費でございます。

宮崎市内の主要ホテル・旅館宿泊者数は、昨年同期を上回る数字が続いております。こちらは、香港線の就航等により外国人観光客が大幅に増加しておりますほか、9月の大型連休、いわゆるシルバーウィークの影響であったり、また東九州自動車道の開通効果などにより、国内客の入り込みも堅調であることによると考えら

れるものでございます。

続いて、(4)の製造業でございます。本県の鉱工業生産指数は、8月以降低下が続き、11月には上昇に転じたものの、再び12月には低下をしております。こちらにつきましては、化学工業であったり、繊維工業などが低下したことが要因と考えられます。

次のページの(5)の雇用情勢でございます。アの有効求人倍率でございますが、引き続き着実に改善をしており、1月29日、宮崎労働局公表の数字に基づきますと、本県の有効求人倍率は、昨年11月が1.12倍、12月が1.11倍ということでした。

なお、この資料への反映が間に合いませんでしたけれども、3月1日の新たな宮崎労働局公表の数字によりますと、28年1月の数字が、全国で1.28倍、本県が1.07倍ということでございます。

また、イのほうにつきましては、ハローワークで捕捉できない雇用情勢を把握するため、県内の民間有料職業紹介事業者等にアンケート調査を行っているものでございます。

求人につきましては、10月～12月期の実績がふえたという割合が高い一方、求職につきましては、変わらない、減ったという割合が高い状況にあります。また、1月～3月期の予想では、求職はふえるということで、予想をされているところでございます。

アンケート調査、この結果や下の各事業所からの声・意見では、引き続き求人はふえる傾向にある一方、求職につきましては、停滞感があるというものでございます。

以上でございます。

○久松労働政策課長 労働政策課から2点御報告をいたします。

まず、常任委員会資料の34ページをお開きを願いたいと思います。

第10次宮崎県職業能力開発計画の策定についてでございます。

1の計画の位置付けであります。職業能力開発促進法の規定によりまして、国が策定します職業能力開発基本計画に基づきまして、本県の職業能力開発に関する基本となる計画を策定するものでございます。

2の計画の期間は、平成28年度から32年度までの5年間としております。

3の策定に当たっての基本的な考え方ですが、(1)にありますとおり、国の基本計画に掲げます職業能力開発の方向性、基本的施策を踏まえますとともに、(2)にありますように、本県の総合計画、また本年度策定するみやざき産業振興戦略等との整合を図りながら策定することとしております。

4の策定スケジュールでございますが、この2月に県の職業能力開発審議会に諮問したところであり、最終的に6月の答申に向けて、本県の職業能力開発の方向性等について、議論をいただくこととしております。

次の35ページをお願いいたします。

技能検定試験実技試験の再点検調査の結果についてでございます。

冒頭、部長からおわびを申し上げたところでございますが、県民や委員の皆様には改めておわびを申し上げるところでございます。

1の調査結果概要でございますが、(1)にありますとおり、昨年10月の可否の誤りを受けまして、県と技能検定試験の委任先であります宮崎県職業能力開発協会では、記録の残っております平成25年度から以降3年分の受検者全て、4,827名の実技試験の採点結果について、そ

れぞれで再点検を実施したところでございます。

その結果、(2)にありますとおり、合格となっていた者で合格点を満たしていなかったと認められる者が2名、また不合格となっていた者で、実技試験の合格点を満たしていたと認められる者が1名確認されたところであります。

(3)にありますとおり、合格点を満たしていなかった方2名につきましては、本人の落ち度がなく、もう既に合格者として1年以上相当期間を経過しておりますし、また、合格者としての社会的関係が形成されていることから、国とも協議をいたしまして、合格は取り消さないこととしております。

また、実技試験のみ合格点を満たしていたと認められる受検者につきましては、得点を改めまして、合格発表日にさかのぼって、実技試験のみ合格とすることといたしております。

具体的な誤りの内容につきましては、表にありますとおり、①は、幾つかの採点項目がある中で、製品のできばえ点という採点項目で、採点の合計に誤りがありまして、最終得点が61点から合格基準の60点を下回る59点に、また②のケースでは、寸法精度が誤差値に対応した得点になっておりませんで、最終得点が61点から59点となっております。また、③につきましては、作業時間が超過時間に対応した得点になっておりませんで、最終得点が59点から62点となり、合格と認められたところでございます。

このほか、493名の得点に誤りが判明いたしておりますが、合否については影響はございませんでした。

2の再発防止策についてでございます。

今回の誤りにつきましては、採点基準の適用の誤りなど、試験当日及び試験実施後の協会の不十分な採点の確認などから生じてきたもので

ございまして、複数人による複数回の確認を徹底いたしますとともに、右のページにありますように、新たな対策として、協会では、採点表等をチェックする専任の職員を配置し、実技試験終了後に全ての採点表等のチェックをすることとしております。

また、県におきましても、当面の間、全ての採点表についてチェックを実施することといたしております。

これらの取り組みによりまして、再発防止と技能検定制度の信頼回復に取り組んでまいりたいと存じます。

説明は以上であります。

○日高企業立地課長 続きまして、企業立地課から1点御報告をさせていただきます。

常任委員会資料の37ページをお願いいたします。

地方拠点強化税制に係る「県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

この条例改正につきましては、担当課が税務課でありまして、総務政策常任委員会において、現在御審議いただいているところでありますが、改正内容が、企業の本社機能の地方への移転・拡充の促進を目的とするものであるため、当委員会におきましても御報告をさせていただくところであります。

まず、1の改正の理由でありますけれども、企業の本社機能の地方への移転等の促進を目的として、地方再生法の一部が改正され、本社機能を有する事務所、研究所などを地方に新設または増設した事業者に対する税制上の優遇措置、いわゆる地方拠点強化税制が創設されたところであります。

県税につきましても、事業税、不動産取得税

及び固定資産税に係る不均一課税によって、優遇措置を行った場合、減収額については、地方交付税による補填の対象となることとなっております。

この優遇措置の活用の前提といたしまして、これらの不均一課税ができるよう、県条例の関係規定について、所要の改正を行うものであります。

2の改正の内容であります。本社機能の移転または拡充を行った企業に対する、県税の不均一課税の措置を新たに講ずるに当たりまして、まず(1)の対象地域でありますけれども、地域の活力の向上を図ることが特に必要な地方活力向上地域として、諸塚村及び椎葉村を除く各市町村で設定した地域内への本社機能の移転・拡充が対象となっております。

次に、(2)の対象税目でありますけれども、まず移転型事業とされる、東京23区からの本社機能移転の場合、事業税と不動産取得税及び固定資産税が対象となります。

また、拡充型事業とされます、地方に既にある本社機能を拡充する、または東京23区以外の地域から本社機能を移転する場合、不動産取得税と固定資産税が対象となります。

(3)は不均一課税として企業に適用される税率であります。

まず、事業税につきましては、東京23区からの移転型事業の場合だけが対象となりますけれども、通常適用される税率に対しまして、初年度は2分の1、2年度は4分の3、3年度は8分の7に軽減されることとなります。

また、不動産取得税は、通常税率の10分の1に軽減されることとなりまして、土地については100分の0.3、それ以外の不動産につきましては100分の0.4が適用されます。

それから固定資産税については、県が課税する大規模償却資産に係るものでありますけれども、通常の税率100分の1.4に対し、移転型事業と拡充型事業でそれぞれ表に記載のとおり、軽減された税率が適用されることとなっております。

これらの適用税率については、国の減収補填率を踏まえて設定されたものであります。

3の施行期日でありますけれども、本条例案では、施行日は公布の日から施行し、適用といたしまして、地方拠点強化税制を活用するために策定が必要となる本県の地方再生計画、これを国が認定後に告示した日であります、平成27年10月8日に遡及して適用することとなっております。

企業立地課からは、以上であります。

○福嶋観光推進課長 霧島山(えびの高原(硫黄山)周辺)の噴火警報発令に伴う立入規制等について御説明をいたします。

説明は、机上配付しております資料でございますので、別紙のほうをごらんください。

先日、気象庁からえびの高原の硫黄山の噴火警報が発表されたことに伴い、えびの市、道路管理者、登山道管理者が硫黄山周辺の立入規制等を実施しました。

まず、1の規制の開始日時ですが、平成28年2月28日、日曜日でございます。

次に、2の規制内容です。(1)の立入規制ですが、硫黄山からおおむね半径1キロ以内の範囲、別図の2枚目ですけれども、1の赤の点線の範囲内が立入禁止となりました。

次に、(2)ですが、県道1号線小林えびの高原牧園線が通行どめとなりました。別図2に示す区間であり、後ほど県土整備部のほうから詳細の説明がある予定であります。

さらに、(3)ですが、登山道が一部通行どめとなりました。別図1の赤の実線の部分でございます。

最後に、3の観光客への影響ですが、2月中旬に硫黄山の活動が活発になり、一部登山道が閉鎖になったとの報道等により、えびの高原荘の団体客のキャンセルが発生し、約300名程度がキャンセルとなっております。

また、今回の規制により、3月1日現在で団体客を含む約120名のキャンセルが発生しているということですが、昨日分を含めると、さらにふえまして137名となっております。

観光推進課としましては、関係部局等と連携し、火山活動や規制等に関する正確な情報を把握し、迅速に観光情報発信ツールであります旬ナビによる情報発信などを通じまして、えびの高原を訪れる観光客の安全の確保に努めてまいりたいと考えております。

説明は以上であります。

○二見委員長 執行部の説明が終了しました。

質疑はありませんか。

○松村委員 私は、35ページの技能検定試験の再点検調査の結果についてお聞きしたいんですけども、冒頭、部長のほうから御説明もあったところでございますけれども、この4,800名の中で493名という、この数がまたすごいですね、驚きましたけれど。宮崎県職業能力開発協会というのは業務は何をしてるんですか。

○久松労働政策課長 基本的には、県全体の職業能力開発におけるさまざまな取り組み、自主事業も含めて、職業能力開発をいかに上げていくかということで全体をやっておりますけれど、その中のウエートが一番高いものは、この検定試験のウエートが非常に高いという状況でございます。収入の約6割程度は、この検定試験

に係るものでございます。

○松村委員 わかりました。職業検定の試験を専門にほぼやってるといのが業務の主なものですよ。これは、過去3年間しか記録が残ってないということですけど、その前はどうかだったのかというのは、推測でしかできないんでしょうけれど、この状況を見ると、過去もそうだったのではないかという憶測をしますよね。

そこで、この国からの委託というか、県からの委任というのか、この事業というのは何年やってるんですか。

○久松労働政策課長 ちょっと記録を確認し、後ほどお答えします。50年代以降だったと思いますけれども、ちょっと確認させてください。

○松村委員 それで、この職業能力開発協会というのの組織について、ちょっとお聞きしたいんですけども。これは協会だから、会長さんがいらっしゃるって、職員がいらっしゃるよね。県のほうからこちらのほうには派遣か何かされてるのか、それとも、職員を終わった方が就職されてるのか、職員数は何名なのか、会長さんはどなたなのか、どなたというか個人じゃないから、どういう方なのかというところをちょっと。

○久松労働政策課長 職員の事務局体制としては16名という体制になっております。会長の下に副会長、理事会等がございますけれど、これは別にしまして、会長、理事会とか副会長とか除きまして、事務局体制としては16名の体制でございます。事務局長は専務理事兼務でございますが、1名県のOBが行っております。それから、県の現役の出向として2名が出向しております。プロパーが4名、あと臨時とか嘱託を含めまして、全体で職員体制は16名ということになっております。

○松村委員 50年代ぐらいから、これずっとやってるんでしょうけれど、宮崎県本体とは関係ない外郭でしょうけれど、こういう採点ミスというのか、10人中1人が採点ミスみたいなことというのは、通常、余りあり得ないですよ。それが長年にわたってあったという、この協会というのはどういうもんだと疑われますし。

もう一つは、皆さん一人一人、本当に一生懸命優秀な県の職員あるいは県という組織の信頼とか信用性が非常に疑われるというか。再発防止策も書いてありますけれど、ここの組織自体をもう一回見詰め直していただきたいなという気がしますね。これは私もよく知らないんです。昔の話ですから、どういういきさつでこれができるかとか、わかりませんが、でもちょっと余りにもお粗末かなという気がしますね。感想だけ言ってもしょうがないですけども、しっかりこれ見直してほしいなと。

県の信用とか市民の皆さんに対して、本当に申しわけないなというのと、ここに受けられた、過去3年で4,800名の方あるいはそのずっと昔からいらっしやった、受検をされて資格を取られて、そして職業につかれて、例えば資格を取って、給与の一部をその資格によって上げていきますよという事業者さんたちもそれを楽しみにしてたという、それぞれの人生にもかかわるような案件ですよ。だから、再発防止策というものもありますけれども、抜本的なことをちょっと考えていただいたほうがいいんじゃないのかなという、私は要望というような形で終わりますけれど、いかがですか。

○久松労働政策課長 今回、500件近い間違いが出てきたということで、私ども非常に重く受けとめております。

この調査をするに当たりましては、平成25年

に北海道で実は非常に大きな受検生のとり間違いとか等の案件が発生しまして、それは発表があった後のすぐ問い合わせで受検生のとり間違い、それから受検してないのに合格通知が行ったというような案件がありまして、それを受けてまして、県のほうでも調査はしてヒアリング等を実施をしまして、実施体制を確認したところでございますが、昨年の10月に受検生のとり間違いということじゃないんですけれども、最終の点検の段階で得点を得点表というのに浄書をする段階で、その浄書の前は鉛筆書きをしております、その鉛筆書きを消してから浄書してしまって、それで点数が間違っただと。受検者からの問い合わせで、それが判明したということが発端にしまして、記録が2年間残ってるということで、徹底的に調べるということで、この採点の仕方としましては、採点表というものがございまして、その次にその採点を集計する表がございまして、その採点を集計した後に、最終的に得点表というものをつくりまして、そういうものを全部、それと採点基準というものがございまして、採点基準に基づいて全ての点検をしましたところ、結果的にこういう間違いが生じたということで、当時の感覚としては、非常にまさかという私も感覚でございましたけれども、非常に結果的にずさんだと私も認識しております。

したがって、この協会につきましては、やはりきちんと再発防止策を実行できるように改善をして、これ以降、こういうことがないようにしてまいらないといけないと思っております。

ただ、県内でこういう技能検定を実施するという機関につきましては、いろんな職種の検定がございまして、職種を限定するためには、いろ

んな機材を整備しないとイケないと。それから、それに伴う人、それを判定する人をお願いしないとイケないというさまざまな業務が生じております。ですから、県内で実際にこの業務ができる組織につきましては、今のところ、この協会しかないというのが、実際、現状でございます。

ですから、今回、この誤りを契機にその実施体制とか試験チェック体制、それを適切にすることで、今後の試験の適正化を図らざるを得ないのかなと思っておりますし、協会のほうも私も指導しましたし、協会のほうも十分その点は理解して改善をしておるところでございますので、当然、今後、絶対間違いが起こらないためには、やっぱり県もきちんと見ていくと、そういう担保をとった上で、今後実施をしていきたいと思っております。

○永山商工観光労働部長 冒頭で申し上げました、委員からもございましたように、技能検定に対する信頼を大きく損ねたということについては、県として本当に恥ずかしく思っておりますし、情けなく思っておりますし、何とかしなければならぬと思っております。

これについては徹底的に調査をするということで500件近いミスが出てきたということでありますけれども、二度とこういうことが起きないようにということで、再発防止策はもちろんでありますけれども、県と協会がしっかり話し合いをして、どうやったら信頼の得られる技能検定になるのかということを話し合いをし、体制を整えるということで取り組んでいきたいと思っております。

二度とこういう情けない報告をしなくていいように、頑張りたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○高橋委員 確認なんですけれども、再発防止策で36ページに県の対応ということで書いてあります。これは、今までしてなかったわけでしょう。ということは、これをするということであれば、すごいコストですよ。

○久松労働政策課長 実際、県ではここまでのチェックは行っておりませんで、通常2年に1回監査はやっておりまして、通常ですと、補助金とか旅費とか経理面を中心に監査をしておったところでございます。というところで、従来はこういう試験の中身については、点検をやっておりませんでしたけれども、北海道の案件やそれとうちの県の案件を受けて、今回やるということにしております。

今回3カ年分ということで非常に時間もかかったんですけれども、半期ベースで見ますと、前期と後期と試験があるんですけれども、ことしの後期でも約780名ほどの点検になっておりまして、それなりに当然職員には負担はかかりますけれども、まとめてするよりは、かなり労力的には軽減はされてはおると思っております。

○高橋委員 もうくどくは申しませんが、すごいコストをまた抱えるなどと思って、委託というか、委任している意味がなくなるかなと思いつつながら、説明を聞いてました。

手数料収入があるんですけど、この歳出予算説明資料の中に技能検定を実施する施設の管理運営費、これもいわゆる技能検定に要する経費として県が出しているわけですよ。

○久松労働政策課長 これは学園木花台に施設を整備しております。それにつきましては、県の施設でございますので、維持管理費も含めて経費がかかっているという状況でございます。

○高橋委員 部長からもありましたように、しっかり協会の指導なり徹底をしてください。

○久松労働政策課長 松村委員の御質問に先ほどお答えできませんでしたけれども、歴史的には古く、昭和16年から旧技能検定という仕組みができて、戦後は、昭和33年からずっと実施をしてきているという状況でございます。

○松村委員 この能力開発協会が昭和16年からやっていたんですか。

○久松労働政策課長 組織の変遷はございますが、今の能力開発協会が設立されたのは54年の4月で、ほかの法人と統合いたしまして、今の形ができたのが昭和54年ということですから、54年からはこの協会を実施しているということでございます。

○二見委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは次に、その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、以上をもって商工観光労働部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時22分休憩

午後2時29分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案等について、県土整備部長の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○函師県土整備部長 県土整備部でございます。よろしくお願いいたします。

議案等の説明に入ります前に、まずお礼を申し上げます。先月22日の産業開発青年隊の修了式におきましては、二見委員長を初め県議会か

ら御出席を賜りました。まことにありがとうございました。この場をおかりしまして、お礼を申し上げます。

続きまして、2点ほど御報告をさせていただきます。申しわけございませんが、座って御報告をさせていただきます。

まず、1点目でございます。細島港の港湾計画の改訂についてであります。

後ほど担当課長より詳しく御説明申し上げますけれども、平成21年より市民アンケートや長期構想検討委員会等を開催いたしまして、細島港の今後の新たな港湾計画を検討してまいりました。

このたび、2月29日に開催されました国土交通省交通政策審議会に諮問され、大水深の15メートル岸壁や24.5ヘクタールの工業用地の確保などを主な内容とする計画改訂が原案どおり答申を受けたところであります。

今後は、改訂計画に基づき、細島港における物流の効率化、活性化に努めてまいりたいと存じます。

続きまして、2点目でございます。これも後ほど担当課長より詳しく御説明いたしますが、えびの高原（硫黄山）周辺の道路規制についてでございます。

気象庁の火口周辺警報を受けまして、今週28日午前11時より、県道1号小林えびの高原牧園線の一部区間で道路規制を当分の間行うことといたしました。

地元住民や観光客など、利用者の皆様には御不便、御迷惑をおかけいたしますが、道路利用者の安全確保のため、御理解、御協力をお願いしたいと考えております。

最後に、3点目でございます。宮崎市佐土原町で整備を進めてまいりました県道宮崎高鍋線、

那珂工区につきましては、今月30日に開通することとなりました。この開通により、国道10号の交通渋滞緩和や物流の効率化などの効果が期待されるところであります。

今後とも、県内の道路網の整備に全力で取り組んでまいりますので、引き続き、県議会の皆様の御支援、御協力をお願い申し上げます。

それでは、今回の委員会で御審議いただきます県土整備部所管の議案等につきまして、その概要を御説明いたします。

商工建設常任委員会資料の目次をごらんください。

まず、議案でございますが、公共事業等の国庫補助決定に伴う補正予算案などについてであります。

次に、報告事項につきましては、道路の管理瑕疵に係る損害賠償額を定めたことについて、ほか1件でございます。

最後に、その他の報告事項といたしまして、改正品確法に基づく運用指針への取組について、ほか4件であります。

詳細につきましては、それぞれ担当課長から御説明いたします。

なお、本日は、河川課長の土屋が病気療養のため、委員会を欠席させていただいておりました。代理で河川課課長補佐の壹岐が出席をしております。どうぞよろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

〇二見委員長 県土整備部長の概要説明が終了いたしました。

次に、議案に関する説明を求めます。

〇佐野管理課長 管理課であります。

まず、県土整備部の2月補正予算の概要につきまして御説明いたします。

委員会資料の1ページをお開きください。

この表は、今回の補正額及び補正後の額などを一覧表にして取りまとめた県土整備部の予算総括表であります。

表の中央の太線枠内をごらんいただきたいと思います。左側のC列が今回の補正額で、一般会計と特別会計を合わせました補正額は、58億6,734万2,000円の減額となっております。

主な内容としましては、国庫補助事業や災害復旧事業等の事業費の確定等に伴うものであります。

なお、このうち国の補正に伴う増額分につきましては、右隣のD列の70億1,376万1,000円で、全額が一般会計であります。これらを含みます補正後の額は、650億5,339万3,000円となっております。

次に、2ページをごらんください。

2の補助公共・交付金事業であります。補正額は、C列の一番下の行で33億4,166万7,000円の増額であります。

補助公共・交付金につきましては、D列の国の補正に伴う増額がある一方で、E列のその他にありますように、補正前の予算と国の交付決定額との差額、いわゆる内示差も生じておりました。今回の国の補正によりまして、事業全体では、内示差が解消された上に、事業費の上積みができたというところがございます。

次に、3ページをお開きください。

3の直轄事業負担金につきましては、国の補正に伴う増額もありましたが、当初予算計上額と負担金確定額との差額が大きかったことから、C列の一番下の行に記載のとおり、8億4,438万3,000円の減額となっております。

次に、4の災害復旧事業でございますが、今年度は災害が少なかったため、同じくC列の一番下の行のとおり、78億9,079万7,000円の減額

であります。

次の4ページは、補正の課別内訳となります。

次に、5ページをお開きください。

一般会計繰越明許費補正の集計表であります。2月議会申請分の欄が、今回の申請額であります。追加と変更分の合計で、26事業、155億6,600万6,000円をお願いしております。

この結果、平成28年度への繰り越しを予定しております一般会計の繰越明許費は、一番下に記載しておりますように、44事業、226億5,981万8,000円となります。

次の6ページと7ページに繰り越しの事業ごとの内訳を掲げておりますが、これらの事業の繰り越しの主な理由を申し上げますと、関係機関との調整や用地交渉及び工法検討に日時を要したことなどに加え、国の補正予算の関係により、工期が不足することによるものであります。

次に、8ページをごらんください。

一般会計、債務負担行為補正を区分ごとに一覧表にしたものであります。今回は、下のほうの区分の通常分、これは、複数年にまたがる大規模工事等の債務負担行為にということになりますが、これに加えて、今回、国の補正に伴う債務負担行為であるゼロ国債と公共工事の早期発注、施工時期の平準化のための県単独公共事業に係る債務負担行為、いわゆるゼロ県債として、道路改良や河川改良などの事業を追加しております。

次の9ページは、今御説明した債務負担行為補正を議案書の形でお示したものであります。

次に、10ページをごらんください。

特別会計の繰越明許費追加であります。まず、公共用地取得事業特別会計であります。用地交渉等に日時を要したため、7,963万4,000円をお願いしております。

次に、港湾整備事業特別会計では、関連する工事のおくれによりまして、2,000万円をお願いしております。

県土整備部の補正予算の概要は、以上であります。

続きまして、管理課の補正予算につきまして御説明をさせていただきたいと思っております。

歳出予算説明資料の323ページ、管理課のインデックスのところをお開きいただけますでしょうか。

当課の補正予算額は、1億1,729万6,000円の減額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は、19億2,831万4,000円となります。

以下、補正の内容につきまして御説明いたします。

325ページをお開きいただきたいと思います。

(事項)建設業指導費であります。これは主に、建設産業対策として実施しました建設産業経営力強化支援事業のうち、新分野進出補助金につきまして、本年度の所要額が当初の見込みを下回ったことなどにより、3,037万3,000円の減額となっております。

管理課からは以上であります。よろしく御願いたします。

○**山路用地対策課長** 用地対策課であります。

当課の補正予算について御説明します。

歳出予算説明資料の327ページをお開きください。

当課の補正予算額は、一般会計で6,631万5,000円の減額、公共用地取得事業特別会計で2,203万7,000円の増額、合わせまして4,427万8,000円の減額をお願いしております。

その結果、補正後の予算額は、一般会計で2億1,698万2,000円、特別会計で2億3,496万6,000円、合わせまして4億5,194万8,000円となりま

す。

以下、補正の主な内容について御説明します。

329ページをお開きください。

一般会計であります。まず、(事項) 収用委員会費であります。収用裁決案件に係る土地や物件の鑑定料等の執行残により、2,233万円の減額であります。

次に、(事項) 特別会計繰出金であります。事業費の確定に伴い、4,069万2,000円の減額であります。

続きまして、330ページをごらんください。

公共用地取得事業特別会計であります。(事項) 公共用地取得事業費は2,203万7,000円の増額であります。これは、事業費の確定等に伴い、説明欄1にあります土地を先行取得するための公共用地取得事業費の4,069万8,000円の減額と、説明欄2の一般会計への繰出金6,273万5,000円の増額を行うものであります。

用地対策課は、以上であります。

○木下技術企画課長 技術企画課であります。

歳出予算説明資料の331ページをお開きください。

当課の補正予算額は、743万8,000円の減額をお願いしております。

その結果、補正後の予算額は3億3,365万円となります。

以下、補正内容につきまして御説明いたします。

333ページをお開きください。

まず、(事項) 土木工事積算管理検査対策費であります。これは、労務費及び建設資材単価の調査や電子納品・情報共有システムの整備管理費に要する委託費等の執行残により、504万6,000円の減額であります。

次に、(事項) 公共工事技術力向上事業費であ

りますが、これは、県内の企業が開発した新しい技術や工法等の情報を提供します新技術活用促進システムに要する委託料等の執行残によりまして、182万6,000円の減額であります。

技術企画課は、以上であります。

○瀬戸長道路建設課長 道路建設課であります。

当課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の335ページをお開きください。

当課の補正予算額は、16億5,067万1,000円の増額をお願いしております。

その結果、補正後の予算額は189億1,049万4,000円となります。

以下、補正の内容について御説明いたします。

337ページをお開きください。

まず、(事項) 直轄道路事業負担金であります。これは、国の直轄事業費の確定等によるもので、7億4,749万8,000円の減額であります。

次に、(事項) 公共道路新設改良事業費であります。これは、国の補助金や交付金を受けて道路の改築を行う事業で、国の補正予算等に伴い24億2,749万円の増額であります。

その内訳であります。1の道路改築事業が、地域高規格道路「都城志布志道路」の整備として、18億4,000万円の増額、2の地方道路交付金事業が5億8,749万円の増額であります。

道路建設課は、以上であります。

○馴松道路保全課長 道路保全課であります。

歳出予算説明資料の339ページをお開きください。

当課の補正予算額は、11億2,618万3,000円の増額をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は144億1,475万1,000円となります。

以下、主な補正の内容につきまして御説明い

たします。

341ページをお開きください。

(事項) 道路管理費であります。道路台帳修正費等の執行残により、3,500万円の減額であります。

次に、(事項) 公共道路維持事業費であります。これは、緊急輸送道路等の防災対策や交通安全対策などを行う事業であり、国の補正予算等により、11億5,927万2,000円の増額であります。

道路保全課は、以上であります。

○**壹岐河川課長補佐** 河川課であります。

歳出予算説明資料の343ページをお開きください。

当課の補正額は、66億7,027万9,000円の減額をお願いしております。

その結果、補正後の予算額は106億9,489万1,000円となります。

以下、補正の主な内容につきまして御説明いたします。

345ページをお開きください。

まず、(事項) ダム施設整備事業費であります。国庫補助決定に伴う3,910万5,000円の減額であります。

次に、346ページをお開きください。

(事項) 公共河川事業費であります。国の補正等に伴う2億9,605万5,000円の増額であります。

次に、347ページをごらんください。

(事項) 直轄河川工事負担金であります。国の直轄事業費の確定等に伴う1億9,116万5,000円の増額であります。

次に、(事項) ダム管理費であります。事業費の確定等に伴う1,770万1,000円の増額であります。

次に、348ページをお開きください。

(事項) 公共土木災害復旧費であります。国の補助決定等に伴う71億1,143万9,000円の減額であります。

次に、(事項) 直轄災害復旧事業負担金であります。直轄事業費の確定に伴う7,622万7,000円の増額であります。

河川課は、以上でございます。

○**永井砂防課長** 砂防課であります。

歳出予算説明資料の349ページをお開きください。

当課の補正予算額は、1億8,885万5,000円の増額であります。

この結果、補正後の予算額は54億4,162万9,000円となります。

以下、その内容につきまして主なものを御説明いたします。

351ページをお開きください。

まず、(事項) 公共砂防事業費であります。国庫補助決定等により3,500万円の減額であります。

次に、(事項) 公共急傾斜地崩壊対策費でございます。これは、崖崩れのおそれがある箇所において、擁壁工や法面工等の整備や土砂災害警戒区域等の指定のための基礎調査などを行う事業で、国の補正予算等により2億5,110万円の増額であります。

352ページをお開きください。

(事項) 直轄砂防工事負担金であります。直轄事業費の確定により、4,097万6,000円の減額であります。

砂防課は、以上であります。

○**葭方港湾課長** 港湾課であります。

歳出予算説明資料の353ページをお開きください。

当課の補正予算額は、一般会計で12億6,001

万7,000円の減額と、港湾整備事業特別会計で890万8,000円の減額をお願いしております。

補正後の予算額は、一般会計と港湾整備事業特別会計を合わせまして、58億3,338万5,000円となります。

このうち主なものについて御説明いたします。355ページをお開きください。

まず、一般会計補正予算であります。(事項)空港整備直轄事業負担金であります。これは、宮崎空港の誘導路等の改良に係る直轄事業に対する負担金で、事業費の確定により108万8,000円の増額であります。

次に、(事項)公共海岸保全港湾事業費であります。国庫補助決定等に伴い、1億30万円の減額であります。

次に、356ページをお開きください。

(事項)特別会計繰出金であります。特別会計の歳入増により、一般会計から特別会計への繰出金が9,596万6,000円の減額となったものであります。

次に、(事項)直轄港湾事業負担金であります。直轄事業費の確定により、2億1,889万1,000円の減額であります。

次に、357ページをごらんください。

(事項)公共港湾建設事業費であります。国庫補助決定に伴い、7,870万3,000円の減額であります。

次に、(事項)港湾災害復旧費であります。平成27年度は港湾災害がなかったことにより、7億4,691万円の減額であります。

以上が一般会計補正予算であります。

次に、港湾整備事業特別会計補正予算について御説明いたします。

358ページをお開きください。

(事項)宮崎港管理運営費であります。役務

費等の執行残に伴いまして、528万6,000円の減額であります。

港湾課は、以上であります。

○森山都市計画課長 都市計画課であります。

当課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の359ページをお開きください。

当課の補正予算額は、4億9,551万6,000円の減額をお願いしております。

その結果、補正後の予算額は25億5,162万1,000円となります。

以下、補正の内容について主なものを御説明いたします。

362ページをお開きください。

まず、(事項)土地区画整理事業費であります。土地区画整理事業に要する経費の執行残に伴いまして、1,090万円の減額であります。

その次の(事項)公共街路事業費であります。国庫補助決定に伴いまして、3億4,067万円の減額であります。

その下、(事項)公共都市公園事業費であります。これも国庫補助決定に伴い、1億3,585万円の減額であります。

次に、363ページをごらんください。

(事項)公共都市災害復旧事業費がありますが、これは、都市公園内において被災した公共土木施設、公園内の園路であります。この復旧を行う事業で、国庫補助決定に伴いまして、738万6,000円の増額であります。

補正予算につきましては、以上であります。

次に、委員会資料の11ページをお開きください。

議案第65号「都市公園条例の一部を改正する条例について」であります。

1の改正の理由につきましては、学校教育法

等の一部を改正する法律による学校教育法等の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

2の改正の内容についてであります。(1) 学校教育法等の改正に伴う改正につきましては、学校教育法第1条に規定する学校に、新たに、義務教育学校が追加されたことに伴いまして、小学校児童及び中学校生徒の定義に「義務教育学校」を追加するものであります。

次に、(2) 利用者区分の定義等についての一部改正についてですが、今までと運用は変わりませんが、今回の(1)の改正を機に定義等を整理するものであります。

まず、①ですが、条例別表第2の注意書き、そして附表1から4の注意書きにあります、児童生徒の定義につきまして、幼稚園に「特別支援学校の幼稚部」を追加するものであります。

次に、②です。これは、条例別表第2の注意書きにつきまして、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒の定義に「特別支援学校」、「中等教育学校及び高等専門学校」を追加するものであります。

次に、③ですが、条例別表第2の備考欄の幼児の使用料に係る取り扱いにつきまして、「小学校児童及び中学校生徒」を追加するものであります。

3の施行期日につきまして、上記2の(1)の改正につきましては、平成28年4月1日から、また、上記2の(2)の改正につきましては、公布の日から施行することとしております。

都市計画課は、以上であります。

○上別府建築住宅課長 建築住宅課であります。

歳出予算説明資料の365ページをお開きください。

当課の補正予算額は、7,678万4,000円の減額をお願いしております。

その結果、補正後の予算額は22億8,452万6,000円となります。

以下、補正の内容について御説明します。

368ページをお開きください。

(事項) 建築物地震対策費であります。これは、民間事業者が今年度着工する予定であった耐震改修工事が次年度に着工されることになったことなどから、国庫補助決定に伴い、1億1,528万7,000円の減額であります。

次に、369ページをごらんください。

(事項) 公共県営住宅建設事業費であります。これは、県営住宅の建てかえや環境整備を行う事業で、国庫補助決定に伴い、1億1,070万5,000円の増額であります。

次に、370ページをお開きください。

(事項) 公共優良賃貸住宅供給促進費であります。これは、地域優良賃貸住宅の整備を行う民間事業者がなかったことなどから、国庫補助決定に伴い、3,752万円の減額であります。

建築住宅課は、以上であります。

○山下営繕課長 営繕課であります。

歳出予算説明資料の371ページをお開きください。

当課の補正予算額は、4,703万7,000円の減額をお願いしております。

その結果、補正後の予算額は6億3,918万9,000円となります。

以下、補正の内容につきまして御説明いたします。

373ページをお開きください。

まず、(事項) 庁舎公舎等管理費であります。庁舎公舎等の補修工事等の執行残によりまして、1,809万2,000円の減額であります。

次に、(事項) 電気機械管理費であります。庁舎等の機械、電気設備の維持管理業務委託等

の執行残に伴い、1,553万4,000円の減額であります。

次に、(事項)電話設備等管理費であります。庁舎等の電話設備の維持管理業務委託費等の執行残に伴い、206万円の減額であります。

営繕課は、以上であります。

○前内高速道対策局長 高速道対策局であります。

歳出予算説明資料の375ページをお開きください。

当局の補正予算について御説明をいたします。

補正額は、1億549万8,000円の減額をお願いしております。

その結果、補正後の予算額は15億6,899万5,000円となっております。

次に、377ページをお開きください。

補正の内容につきまして御説明いたします。

(事項)の直轄高速自動車国道事業負担金であります。これは、国の直轄事業費の確定などにより1億549万8,000円の減額であります。

高速道対策局は以上です。

○二見委員長 執行部の説明が終了しました。

質疑はありませんか。

○蓬原委員 337ページ、道路改築事業でしたかね、18億4,000万、志布志道路。悪いと言ってるんじゃないです。大体鹿児島と半分半分、大ざっぱに40キロとして、20キロ、20キロだと思いますが、過去には、鹿児島に負けてるんじゃないかということで、かなり我々もいろいろ言ってきた時期もあるんですけど、ここに来て、宮崎のほうがかなり予算もつき出して、皆さんがそれぞれ頑張っていた結果だろうと思っておりますけれど。ことし、こっだけ予算がついて、あと来年以降、ぜひ弾みをつけて、早期に完成するように願ってるわけですが、今後の見通し、

今回の予算についてもですけど、もうちょっと詳しく、いろいろとお話しになりたいことはあると思いますので、ちょっと御説明をお願いしたいと思います。

○瀬戸長道路建設課長 都城志布志道路につきましては、今委員が御指摘のとおり、梅北工区に事業費で15億ついております。金御岳工区に3億ということについておまして、梅北工区につきましては、平成29年度供用ということで、今完成時期を公表してるところでございます。

今回の補正で、ある程度の道路の形が見えてくるのかなということで考えておまして、今現在、この補正予算に係る分の発注の手続を行ってるところでございます。

あと、金御岳工区につきましては、先ほど言いましたように、事業費で3億ということですが、鹿児島県側の末吉道路のほうが1億8,000万の補正予算がついております。毎年、行政の連絡会議を行っておりまして、鹿児島とも連携をとりながら、用地買収を進めていきながら、ある一定の時期に来たときに、今現在まだ完成の時期を公表しておりませんので、見通しが立った段階で完成の時期を公表するようにやっていきたいということで考えております。

○蓬原委員 あと関連して、あそこの都城のインターから乙房を通るこの部分ですよね、このあたりの進捗というか見通しというか、例えば用地買収の関係とかは、今どういう状況になっているんですか。

○瀬戸長道路建設課長 都城インターから五十町インターまでの区間を国のほうで施工していただいております。2つの区間に分かれておまして、都城インターから乙房インターまでの区間5.7キロございますけれども、この区間を都城道路の2期区間として事業を進めております。

今現在、私どもが把握しておりますのが、用地の進捗率で36%、事業費の進捗率で8%と伺っております。

乙房インターチェンジから五十町インターチェンジまでを都城道路として国のほうで施工していただいておりますけれども、このうち平塚インターチェンジから五十町インターチェンジ、約1.9キロございますけれども、これはもう既に供用をしております。

国のほうでは、この平塚インターチェンジから北のほうに向かって南横市のインターチェンジがございますけれども、この区間2.8キロございますが、平成30年度の供用目標に整備を進められてると伺っております。

都城道路の区間につきましては、用地の進捗率が、乙房から南横市区間で75%、南横市から五十町で99%の用地取得率と伺っております。

○蓬原委員 結構進んでますね。

もうあと数年すると、見えてくるということですよ。わかりました。ありがとうございます。

○横田委員 施工時期の平準化のために、今回ゼロ国債、ゼロ県債を設定していただいて、大変ありがたいなと思ってます。

この工事に関しては、年度明けたらすぐに発注できるような段取りになってるのでしょうか。

○佐野管理課長 正式に議会の承認をいただいてから契約という形にはなるんですが、事前に準備は進めまして、実施が至急できるような形をとりたいと考えております。

○横田委員 ちなみに工事の数としては、どれぐらいの数になるのでしょうか。

○木下技術企画課長 ゼロ県債の工事の件数ということでございます。ちょっと時間をいただき、後で報告いたします。

○横田委員 これをすることで、全体の件数がふえるということじゃないんですけれど、でも、やっぱり皆さんが待ち望んでいたというか、そういう事業でありますので、しっかりとその効果を検証していただいて、また来年度、再来年度につなげていただくといいなと思いますので、よろしく願いいたします。

○佐野管理課長 先ほど横田委員の件数の関係ですが、大体60件だということのようです。

○高橋委員 347ページの日南ダムの返還金は、これ何でしょうか。ちょっと教えてください。

○秋山ダム対策監 日南ダムの返還金についてお答えいたします。

日南ダムについては、現在、企業局のほうで小水力発電の工事を行っておるんですけれども、日南ダムがもともと治水ダムとして国庫補助を受けて建設しております。新しくこのダムに発電の目的で企業局が発電を行いますので、それに係る国庫補助の返還金として、企業局のほうから全額受け入れをしまして、国庫のほうに返還するものを計上しているものです。

○高橋委員 わかりました。

あと一点、高速道対策局にお尋ねしますが、1カ所しかありませんから、どこだというのはすぐわかるんですけれど。先ほどの都城志布志線は増額で、清武以南は負担金を準備してたのに、減額補正をせざるを得んわけですけれど。ざっくり、これ、事業費ベースに直すと10億超えるんですか。負担金の割合がちょっと正確にわかんないもんですから。

○前内高速道対策局長 高速道対策局でございます。

ざっくり申し上げますと、負担率が大体1割から2割の間ということになりますので、そこから割り戻しますと、事業費ベースでいきますと、

概算で*14億程度の事業費です。

○高橋委員 本会議でも答弁の中で、いわゆる清武南からの構造物に全て着手をされたということで答弁いただいていますんで、着実に進んでるなということとはよくわかります。

あと、用地買収は全てクリアしたんでしょうか。

○前内高速道対策局長 清武一北郷間、また北郷一日南間、どちらも用地がネックになって供用開始がおくれるというところはございません。

○高橋委員 要するに、全てもう100%用地買収は終わったということと理解していいんでしょうか。

○前内高速道対策局長 済みません、ちょっと手元にデータはないのですが、県として把握してる限りでは、用地で今問題となっているのは、供用の面からはないと国から聞いております。

○高橋委員 あとは、要するに、とにかくしっかりと国が、県のこの負担に見合う予算づけをしてくれることだと理解しましたんで、よろしくをお願いします。

○前内高速道対策局長 非常に重要な路線でございますので、国とも情報交換を密にしながら、できるだけ早く供用ができるように努めてまいりたいと思います。

○二見委員長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 次に、報告事項に関する説明を求めます。

○佐野管理課長 管理課であります。

損害賠償額を定めましたことにつきまして、御報告いたします。

委員会資料の12ページをお開きいただきたい

と思います。

県有車両によります交通事故の損害賠償であります。職員が運転する県有車両が、駐車場内におきまして、相手方の車両と接触したことによるものであります。

損害賠償額は19万609円であり、全額、保険により支払われております。

交通事故防止につきましては、再三にわたり注意を喚起してるところであります。今後とも、機会あるたびに交通安全の啓発を行いまして、十分指導してまいりたいと考えております。

管理課は、以上であります。

○馴松道路保全課長 道路保全課であります。

委員会資料の13ページをお開きください。

道路の管理瑕疵に係る損害賠償額を定めたことについて、地方自治法第180条第2項の規定に基づき御報告いたします。

今回の報告は、人身事故が2件、物損事故が10件の合計12件でございます。

それぞれの事故の内容について御説明申し上げます。

発生日、発生場所等につきましては、資料の左側の欄に記載のとおりでございます。

1番目の石跳ね上げ事故につきましては、道路上に穴ぼこができた際に発生した大量のアスファルト片の一部が、通行車両によりはね上げられ、道路沿線で営業していた中古車販売店の中古車展示場にありました車両7台を直撃し、フロントガラス、フロントフードパネル等を損傷したものであります。

本件は、その内容から被害者に過失を問うことはできないと判断しておりますことから、過失相殺は行っておりません。

2番目の枝落下事故から6番目の倒木事故の

※58ページに訂正発言あり

5件につきましては、それぞれ道路上に落ちてきた石や木が車両を直撃し、車両のフロントガラス、ボンネット、ルーフ等を損傷したものであります。

本件は、その内容から運転者に過失を問うことはできないと判断しておりますことから、過失相殺は行っておりません。

次に、7番目の段差事故につきましては、道路上の穴ぼこになっていた段差に自転車のタイヤをとられ、転倒し、左鎖骨を骨折するなどしたものであります。被害者に前方不注視の過失がありますので、4割の過失相殺を行っております。

一番下の側溝蓋不全事故につきましては、自動車からおりた際に、側溝蓋が外れて側溝に落下し、頸椎を捻挫するなどしたものであります。被害者には、安全確認を怠った過失がありますので、5割の過失相殺を行っております。

次に、14ページをお開きください。

1番目の支障木接触事故につきましては、道路上に伸びてきた木に接触し、トラックの左側の荷台部を損傷したものであります。運転者に前方不注視の過失がありますので、4割の過失相殺を行っております。

2番目の冠水事故につきましては、降雨により一時的に側溝ますに枯れ葉が堆積し、道路上に水たまりが発生していたところ、その水たまりに進入し、車両が走行不能になったものであります。運転者に運転操作不適の過失がありますので、5割の過失相殺を行っております。

3番目の落石事故につきましては、路上に落ちてきた落石に乗り上げ、車両のバンパー及びラジエーター等を損傷したものであります。運転者に前方不注視の過失がありますので、3割の過失相殺を行っております。

一番最後の側溝蓋不全事故につきましては、車両が通過した際に、側溝の一部が破損したことによりはね上がりました側溝蓋に衝突して、車両のマフラー等を損傷したものであります。本件事故は、その内容から運転者に過失を問うことはできないと判断しておりますことから、過失相殺は行っておりません。

損害賠償額は8万4,460円から148万5,720円となっておりまして、全て道路賠償責任保険から支払われます。

説明は以上であります。引き続き道路パトロールを徹底するなど、道路施設の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

道路保全課は、以上であります。

○上別府建築住宅課長 建築住宅課でございます。

委員会資料の15ページをお開きください。

県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停について、地方自治法第180条第2項の規定に基づき御報告いたします。

家賃滞納者に対する訴えの提起についてであります。

表に記載しております県営住宅の入居者でございますが、家賃を長期間滞納しておりましたので、明け渡しの請求を行いましたところ、誠意ある対応が見られず、期限までに住宅を明け渡さなかったことから、住宅の明け渡し請求と家賃等請求の訴えを提起するものであり、表の右端の専決年月日にそれぞれ専決処分を行っております。

なお、表の下段の入居者につきましては、訴えの提起後に滞納していた家賃等を全額納付しましたことから、訴えを取り下げております。

建築住宅課は、以上であります。

○二見委員長 執行部の説明が終了しました。

質疑はありませんか。

○横田委員 落石事故についてですけど、山間部の道路とかには落石注意という看板が結構ありますけれど、あれがある区間というか、その過失というのは、かなりやっぱり高くなるということになるんでしょうかね。標識があるなしで運転手の過失が変わってくるのか。

○馴松道路保全課長 *看板のありなしで、過失割合が変わってくるということは特にはないです。例えば道路が直線であったとか、雨が降っていたとか、要するに見えづらかったとか、そういったことは加味したり、あとは本人がスピードの状況がどうであったとか、そういったことは割合に関係してくると思います。

○横田委員 看板で注意を促してるわけだから、ドライバーの過失は、高くなるような気もするんですけど、全然それは関係ないんですか。

○馴松道路保全課長 基本的に未改良区間であったり、これまでも落石があったところについては、基本的に落石注意の看板は設置するようにはしています。ということで、基本的にそういったおそれがあるところについては看板があると。それでもやっぱり落石が起きて事故が起きてるというような状況です。

○横田委員 あの看板の意味は、落ちてくるから気をつけなさいじゃなくて、落ちてるかもしれないから、気をつけてくださいということでしょう。

○馴松道路保全課長 そうです、直撃の分は、なかなか注意しようがございませんの、落ちている石に乗り上げないように注意してくださいというのが意味になります。

○横田委員 わかりました。いいです。

○高橋委員 今やりとりを聞きながら、ちょっと考えたんですけど、落石だから、落ちたも

のにぶつかることは、これ前方不注意とかで過失割合が問われますよね。これは間違いなく、上から落ちてきたということを加味の上で、我がほうが10割負担なんですよね、倒木にしても。

○馴松道路保全課長 直撃したものについては、なかなか避けようがないということで、過失相殺は問うておりません。

○蓬原委員 番号がついてませんけれど、13ページの一番下から2番目と最後のですよね。財部庄内安久線、年度はちょっと違うんですけど、同じ線で2カ所というのは、この中でここだけかなと思います。一つは、平成25年になってますね、あとは全部新しいんですけど、これだけ25年というのは何か、保険の確定までに時間を要したということでしょうか。

○馴松道路保全課長 下から2番目の財部庄内安久線の段差事故につきまして、これは人身事故でございまして、実際その人身事故の場合は、治療費とかが確定するのに、ほぼ1年ほどかかっております。その後、この事故は、自転車の事故だったんですけど、ロードレースに出るような自転車ということで、特別なバイクだったということも、補償の算定のときに、ちょっと時間がかかってる状況にございます。

○蓬原委員 財部庄内安久線、同じ線上ですけど、この道路が相対的に、この2カ所は近いんですけど、手入りを怠っているということはないでしょうね。

○馴松道路保全課長 この財部庄内安久線、たまたま同じ路線上ですけど、事故の内容につきましては、全く関係ない中身になってまして、穴ぼこ側溝蓋の不全事故ということで、側溝蓋の不全事故のほうも、なかなかパトロールで見てわかるような事故じゃなくて、蓋を外さな

※次ページに訂正発言あり

いとわからなかったような、蓋のかかりのところがちょっと欠けていたというような事故でして、道路の巡視とかパトロールに問題があったとは考えておりません。

○蓬原委員 これは保険に全部入っているわけですか。保険として、何年間にどれぐらいお支払いになっているわけですか。

○馴松道路保全課長 保険は、過去10年間の保険を払っていただいたものを参考に、保険会社のほうから見積もりをとって決めています。例えば、ことし27年度につきましては、717万4,000円ほどを保険料として支払っております。

○蓬原委員 要するに1つの保険に県として入っているわけですね。そしてこういう事故があった場合に、向こうの過失等を加味しながら相殺して、ここに損害賠償額が出てくるわけだけども、いずれにしても、年間に県がその保険加入のために払っている保険料は717万4,000円ということですか。そういう理解でいいんですかね。

○馴松道路保全課長 そうです。保険料が717万4,000円です。これは年によって変わります。例えば大きな支払いがあった年とかの翌年とかは、保険料が高くなる。そういうふうになります。

○蓬原委員 わかりました。

○前内高速道対策局長 済みません、ちょっと計算間違いしておりましたんで、県費の補正が約1.05億、負担率が約12%ということで、1.05を0.12で割りますと約9億ということでございますので、ちょっと14億というのは間違いでございます。訂正して、事業費ベースで約9億でございます。

○馴松道路保全課長 先ほど横田委員のほうから、看板ありなしで過失割合が変わるのかとい

う質問がございました。ちょっと修正させていただきます。

走っている車両に対しては、看板のありなしは、特にその割合に関係ないということですが、ただ、その看板があるのにもかかわらず、例えばそこに車を停車していた。そのときに上から落石があつて被害に遭った。そういった場合は、看板があるのにそこにとめてたということで、相手方の過失があるということで、看板ありなしでも、若干そういったところもあるということです。失礼しました。

○二見委員長 よろしいですか。それでは、次に、その他の報告事項に関する説明を求めます。

○木下技術企画課長 技術企画課であります。

改正品確法に基づく運用指針への取組について御説明いたします。

委員会資料の16ページをお開きください。

建設業を取り巻く環境が悪化し、現場技術者の高齢化や若年入職者の減少といった問題が生じている背景を受けまして、現在及び将来の公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を目的とした「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が、平成26年6月に改正・施行されております。

また、改正品確法の理念を実現するために、発注者が守るべき共通のルールを定めた「発注関係事務の運用に関する指針」が、平成27年4月から施行されたところであります。

この指針に基づきまして、本県では、次の5項目について取り組みを行っているところであります。

まず、(1)の予定価格の適正な設定についてであります。

本県では、国に準じて、建築・設備工事を除く工事の積算において、平成27年4月から、一

般管理費等の諸経費を割り増しするとともに、平成28年2月には、積算に使用する設計労務単価を引き上げるなど、予定価格の適正な設定に取り組んでいるところであります。

次に、(2)の歩切りの根絶についてでございます。

歩切りとは、設計書金額から一定額を減額して予定価格を決定する行為のことではありますが、この歩切りを廃止するよう、指針には定められております。

県では従来から対応済みであり、また、市町村に対しても市町村長への説明や関係会議での周知を実施した結果、平成27年7月1日以降、県内全市町村において撤廃されたところであります。

次に、(3)の低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等についてでございます。

これまで設定がなされておられませんでした草刈りや沿道修景、構造物点検等の委託業務において、平成28年4月より最低制限価格を新たに設定するものであります。

次に、(4)の適切な設計変更、受注者との情報共有、協議の迅速化についてであります。

契約変更などにおける責任の明確化及び契約内容の透明化を図るため、現在、「設計変更・工事一時中止ガイドライン」の策定を進めており、平成28年4月から施行する予定でございます。

次に、(5)の発注や施工時期の平準化、発注者間の連携体制の構築についてであります。

今回、発注や施工時期の平準化のため、ゼロ国債、ゼロ県債を設定するとともに、昨年9月に、国、県、市町村で構成される連絡協議会の支部会を設置し、県内11支部で連携体制を構築したところです。

また、工事開始前に資材や労働者確保の準備を行うための余裕期間を設定した建設工事の試行も実施したところであります。

今後の取り組みとしましては、これまでの取り組みを継続しますとともに、連絡協議会等を通じて、情報共有や連携強化に努め、発注や施工時期の平準化等の取り組みを進めてまいります。

また、市町村に対しましては、さまざまな機会を通じて、最低制限価格の設定や設計変更・一時中止ガイドラインの策定など、改正品確法に係る取り組みについて、情報の提供や助言を行っていきたいと考えております。

今後とも、将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保のため、さまざまな取り組みを進めてまいりたいと存じます。

技術企画課につきましては、以上でございます。

○永井砂防課長 砂防課であります。

委員会資料の17ページをお開きください。

土砂災害危険度情報の一般公開の開始について御説明いたします。

まず、1の目的であります。

大雨により土砂災害の危険度が高まったときに、宮崎地方气象台と共同で土砂災害警戒情報を発表し、県民へ警戒を呼びかけています。

しかしながら、近年、土砂災害は局地化・激甚化する傾向にあり、県民に対して、より適切な時期に危険な範囲を絞り込んだ情報を提供することが求められています。

このため、防災担当者向けに提供しています土砂災害危険度情報を一般に公開し、県民一人一人の早期の避難判断を促すとともに、地域の自主防災組織等で情報を活用することにより、

地域における防災力の向上を図るものであります。

2の概要でございます。

危険度情報は、県庁ホームページにより県民に提供することとしております。

危険度情報の内容でございますけれども、右ページの上段にイメージ図を示しておりますが、まず、土砂災害の危険度が高まっている状況を周知するため、地形図または航空写真上に1キロ四方の領域ごとの危険度を色分けして表示することとしております。

また、2番目ですけれども、土砂災害の危険度が高まっている領域において、より範囲を絞り込んだ区域を周知するために、土砂災害警戒区域と危ない場所を重ねて表示するようにしています。

(2)の閲覧方法でございますが、閲覧はパソコン、スマートフォン、携帯電話からインターネットに接続する方法を予定しております。

公開時期としては、平成28年5月下旬を予定しております。

右ページの下の方のフロー図をごらんください。

この図は、警戒情報が発表されてから避難開始までの流れをあらわしています。左側が現状で、まず、土砂災害警戒情報を市町村で発表しており、その際、市町村へは、土砂災害の危険度が高まったと判定した領域を土砂災害危険度情報として提供しております。市町村長は、この情報により、対象地区を絞って避難勧告を発令し、住民に対して避難を促しているところであります。

今回、一般に公開することによって、右側になりますけれども、県民がみずからのパソコンやスマートフォン、携帯電話を使い、より早く情報を得ることで、現在地の危険度を確認できる

ようになるため、より早期の避難判断が可能となると考えております。以上です。

○**葦方港湾課長** 港湾課であります。

細島港港湾計画の改訂について御説明いたします。

委員会資料の19ページをお開きください。

重要港湾は、港湾法に基づきまして、通常、10年から15年後の将来の利用状況を考慮して、施設の規模、配置などにつきまして、港湾計画を改訂することとなっております。

まず、1の改訂の背景であります。

細島港におきましては、平成9年7月に港湾計画を改訂し、昨年6月に供用しました国際物流ターミナルや沖防波堤などの整備を行ってきております。

このような中、高速道路網の整備や企業の進出など、周辺を取り巻く状況が大きく変化してきており、バルク貨物船の大型化や企業立地のための新たな用地の確保、南海トラフ巨大地震・津波等への備え、港のにぎわい創出などの新たな課題への対応が必要となっております。

このため、これらの経済社会情勢の変化や細島港への要請などを踏まえ、港湾計画を改訂するものであります。

次に、2のこれまでの取組についてであります。

港湾計画改訂に向けて、港湾計画の目標年次であるおおむね10年から15年後及び長期構想の目標年次である20年から30年後を見据えた細島港の将来像を検討するに当たりまして、平成21年度から市民アンケートや企業ヒアリングなどの基礎調査を実施するとともに、平成24年度からは、学識経験者、地元関係者などで構成する長期構想検討委員会や地元の利用者などで構成します地域懇談会などを開催し、幅広く意見を

聞きながら検討を進めてまいりました。

今年度は、最終の長期構想検討委員会を1月21日に開催し、港湾計画案を取りまとめ、2月3日に県の審議会、2月29日に国の審議会に諮問し、それぞれ原案どおり答申を受けたところでございます。

今後は、国土交通大臣の確認を経まして、県におきまして、港湾計画の概要の公示を行う予定であります。

次に、3の今回の改訂内容であります。

今回の計画は、目標年次を平成40年代前半としております。

計画の基本方針は、「物流・産業」、「安全・安心」、「交流・環境」の3項目としております。

20ページをごらんください。

計画施設の内容につきまして、4つの地区ごとに御説明いたします。

なお、太枠の四角の中に各地区の主な計画施設を示しております。

まず、航空写真、左側の工業港地区であります。①は貨物船の大型化に対応するため、7万トン級の貨物船が入港可能となる水深15メートルの岸壁の整備、②は水深15メートルの航路・泊地の整備、③は24.5ヘクタールの工業用地の造成を行うものであります。

次に、右上の外港地区であります。工業港地区の新たな岸壁の静穏度を確保するために、④になりますが、北沖防波堤を現在の450メートルから600メートルに延伸するものであります。

次に、写真の中ほどの白浜地区であります。木材関連貨物に対応するための岸壁の整備としまして、⑤は水深10メートルの岸壁の整備、⑥は中国木材株式会社が水深5.5メートルの専用岸壁を整備するものであります。

それから、⑦は国際コンテナターミナルの水

深13メートルと10メートルの2つの岸壁の耐震化、⑧は津波時の避難階段などを備えた避難緑地を牧島山に2カ所整備するものであります。

最後に、写真の下側の商業港地区であります。⑨は町並みなどを生かして、交流拠点とするための緑地の整備、⑩は小型船だまりの機能の充実を行うため、小型栈橋1基と防波堤100メートルを整備するものであります。

今後は、この港湾計画改訂に基づき、細島港のさらなる発展に取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○森山都市計画課長 都市計画課であります。

都市計画に関する基本方針の改定について御説明いたします。

委員会資料の21ページをお開きください。

都市計画に関する基本方針の改定につきましては、昨年6月の常任委員会におきまして、作業の着手について御報告したところでございますが、今回は、その中間報告でございます。

まず、1の改定の背景であります。

都市計画に関する基本方針は、平成16年度に策定し、おおむね20年後を目標とした県全体の都市施設の配置や土地利用など、都市計画に関する基本的な考え方を示したものであります。

しかしながら、策定後に市町村の合併が進展したこと、高齢化や人口減少など社会情勢が変化したこと、さらには東日本大震災等を教訓とした災害に強いまちづくりが求められていることなどから、平成27年3月から改定に着手したところでございます。

続きまして、2のこれまでの検討状況であります。

改定に当たりましては、県内を6つの圏域に分け、各圏域ごとに設置しました県の出先機関

及び市町の職員で構成する地域作業部会や都市計画審議会の下に設置されました有識者で構成する専門委員会などで議論を重ねながら、作業を進めているところであります。

次に、3の主な改定のポイントであります。

改定に当たりましては、まずは、現行の基本方針で示された都市施設の配置や土地利用を現状に即した内容に見直しますとともに、次の2つの課題への対応方針について、新たに記載する予定であります。

課題の1つ目は、人口減少や高齢化への対応であります。

この課題に対しましては、①公共施設や医療・福祉施設などのさまざまな都市機能が集約され、快適で安心して暮らせるまちづくりを目指すという観点から、また、②大小様々な街が、公共交通機関や幹線道路で有機的に結ばれ、それぞれが持つ都市機能を相互に補完し合えるまちづくりを目指すという観点から、その対応方針を記載する予定であります。

課題の2つ目は、地震・津波など大規模災害への対応であります。

この課題に対しましては、生命や財産を守るために必要となるハザードマップ作成などのソフト対策や防災施設や避難路・避難施設整備といったハード対策などの関連する各分野のさまざまな施策との連携や整合が図られた大規模災害に強いまちづくりを目指すという観点から、その対応方針を記載する予定であります。

今御説明しました2つの主な改定ポイントを中心に、現在、改定素案を作成してるところであります。

最後に、4の今後の改定スケジュールについてであります。

まず、今月開催いたします都市計画審議会に、

先ほど御説明しました改定のポイントを報告いたしまして、8月の都市計画審議会では、改定原案について報告する予定であります。

その後、9月に、この常任委員会で改定原案の御説明をさせていただきますして、10月のパブリックコメントを経て、来年2月に改定案を議会上程する予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

都市計画課は、以上であります。

○**馴松道路保全課長** 道路保全課であります。

委員会資料の23ページをごらんください。

えびの高原（硫黄山）周辺の道路規制についてであります。

平成28年2月28日午前11時にえびの高原（硫黄山）周辺の火口周辺警報が発表されたことに伴い、県道の通行規制を行いましたので、御報告いたします。

1の路線名ですが、県道1号小林えびの高原牧園線を、2の規制の内容等にありますように、全面通行止めをえびの市原田の展望所からえびの高原の県道30号えびの高原小田線との交点までの約5キロメートルの区間、また、大型自動車通行止めを小林市南西方の料金所跡からえびの市原田の展望所までの約8キロメートルの区間を行ってござりまして、3にありますように、2月28日午前11時から規制を開始したところであります。

24ページの地図をごらんください。

地図の中ほど下に硫黄山及びその周辺1キロメートルの範囲を示してござります。この範囲が立入禁止となっている範囲であります。この中に県道1号小林えびの高原牧園線の一部が入ってござりまして、通行に危険があるということで、通行規制を行ったものであります。

左の資料にお戻りください。4にありますよ

うに、県道30号えびの高原小田線を利用することによりまして、えびの市からえびの高原及び鹿児島県への通行が可能でありますので、案内看板を設置して、迂回路を周知しているところがあります。

今後、道路利用者の方に対しまして、迂回路等の情報提供を行うなど適切に対応を行ってまいりたいと考えております。

道路保全課は、以上であります。

○二見委員長 執行部の説明が終了しました。

質疑はありませんか。

○横田委員 都市計画に関する基本方針についてお尋ねします。

部長の最初の御挨拶の中に、県道宮崎高鍋線的那珂工区の開通の話がありました。今月30日に開通ということで、すごく利便性が高まって、多くの県民が利用してくださるんじゃないかなと思っております。

その道路を一つの例として、ちょっと話をさせていただきたいんですけど、佐土原の町には、昔から本町商店街という商店街があったんですけど、もう今はシャッター通りとも言えないぐらい情けない姿になってるんですけど。でも、地元の人たちはにぎわいが欲しいということで、ずっと言われてるんですよ。それと、広瀬バイパスも今工事してますよね。すごく交通の便がよくなるということは、それをもとにしたにぎわいというか、まちづくりもあっていいんじゃないかと、いつも思うんですよ。

私は一般質問でも言ったことがあるんですけど、またあそこにフーデリーというお店があって、今でもかなりのお客さんが来られてるんですけど、そのお店を核にして、その周りの商店街とかそんなものができないもんなかって、いつも思ってます。でも、その周りは市街化調

整区域とかそういう土地規制法がかぶってますので、なかなか今の現状ではできないんですよ。その道路が新しく抜けるということは、やっぱり都市計画の中で考慮してもいいんじゃないかなと思うんですけど、そこらあたりの考えはいかがでしょうか。可能性とかありますか。

○森山都市計画課長 道路が新しく抜けたり、改良されたりすることによって、便利になって、その周辺に大規模な店舗ができたりとか、そういうことになったりしておりますけれども、そういったところでの都市計画上、まちの構成ができないかという御質問だと思います。

今確かに便利にはなってきましたが、今、都市計画のほうの方針としましては、市街地を拡大させないということ、つまりコンパクトシティ化ということで全国的に動いてきておりますけれども、これは、先ほどおっしゃいましたお店みたいなところとか、病院ですとか、公共施設ですとか、そういった都市の都市機能となるような施設をある程度集積強化して、防災上の向上ですとか、まちなか居住、そして再整備を促進するというところで、今あるまちの中で、大きいまち、中ぐらいのまち、小さなまちとある程度まとまりでありますけれども、そういったところに都市機能等を置きまして、人口減少・高齢化社会でございますけれども、こういった人口減少・高齢化が進行しても、それぞれのまちで、快適で安心して暮らせる都市というのをつくろうということで目指しております。

そして、このまちをそれぞれつなぐということで、公共交通などのネットワークを進めていこうということで、施策としては行っているところでございまして、基本方針もその方針で、今策定してるところでございます。

委員のおっしゃいました都市の道路整備に

よって、都市の移動とかいうこともあると思いますが、それは、佐土原町は今宮崎市でございますけれども、宮崎市そしてまた地元のほうでどのようなまちづくりをされるかということにもなろうかと思えます。

そして、先ほど申しましたけれども、周囲が市街化調整区域ということになっているようでございますけれども、現在では、先ほど御説明しましたように、市街化の拡大はちょっと考えておりませんので、できれば人口減少・少子高齢化に向けまして、コンパクトなまちづくりということで、行っていきたいと考えているところでございます。

○二見委員長 ここで委員の皆様にお諮りいたします。

本日の日程は午後4時までとなっておりますが、このまま継続してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員 確かに人口減少の時代に入って、むやみに市街化区域を広げるといのはいかがなものかなという思いもあります。でも、旧来のまちは、さっき言ったように、もうシャッター通りも通り越して、商店街そのものがなくなってるんですね。そこにまたコンパクトにまとめるといのは、まずできないと思うんですね。だから新たなところにそういう機能を持たせたほうが、ずっと効果的だと思います。

イオンの周辺だって、昔は何もなかった田んぼだったわけで、あそこも一つの大きなまちになってしまってますよね。そういう観点も、やっぱり持つ必要もあるんじゃないかと思うんです。簡単にいかないことは十分にわかってるんですけど、ぜひ、検討する中で、ひとつ皆さんで知恵を出し合って、検討していただければありがたいなと思えますので、よろしくお願いま

す。

○大迫県土整備部次長（都市計画・建築担当）

都市計画、今回の基本方針の策定の中で、もちろんそういったことも含めて検討してまいりますけれども、この基本方針の考え方というのは、委員がおっしゃいました、商業地区だったり、工業地区であったり、それから住宅地域であったり、そういったものをまちの中でそれぞれどういった形で配置をしていくのかという基本的な方針を決めていくものであります。

県内それぞれ中山間地域と宮崎のような都市部は違いますので、県内を6地域に分けて、それぞれの地域の課題に応じた基本的な考え方を示すもので、それに基づいて、今度は各市町村が具体的な都市計画というものを決めていくということになりますので、そういったことについては、市町村を支援する形で、私どもがアドバイスをしていきたいと考えております。

○西村委員 細島港の改訂計画が無事に原案どおりということで、昨日も部長を初め県からも多くの方に来ていただいて、ポート・オブ・ザ・イヤーの祝賀会が大々的にありまして、地元もあわせてこの港湾計画が原案どおりになったことを非常に喜んでおります。

今後は、この目標に沿って、どれだけ予算を獲得して、用地の確保であったりとか、実際の計画に移っていくとは思いますが、これ当然、私も長年この研究をずっと地元の方ともやってきたんで、なかなか簡単ではないなと思っております。

そこで、先ほどの都市計画の横田議員が質問された部分と非常にこれ密接なかわりがあると思います。特に港湾の部分の背後地は、ほとんどが調整区域になってまして、その部分で今工業用地に活用できないという部分もあります

し、また、日向市の細島一帯が非常に土地が低いところもありまして、防災の観点からも、いわゆる避難路であったり、避難場所であったりというものを確保する必要があると思ひまして、その1ページ前の危険度情報のことも踏まえまして、一体となって連携してやっていかなければ困るんですが。とりあえず、この計画が実際に移っていく中であって、この都市計画課のほうの質問なんですけれど、こういう県の港湾計画というのものも、この都市計画のほうにしっかりと反映されていくのかというのをあわせて伺いたいと思ひます。

○森山都市計画課長 細島の港湾計画等がございますけれども、当然、都市計画のほうで土地利用ですとか、あるいは道路関係、それとか防災関係と関係してきますので、港湾計画のほうの考え方といいますか、施策とも調整しながら都市計画にも反映させていくというふうに考えております。

○西村委員 ありがとうございます。もう既にこの工業地帯もあいてる土地がほとんどない。企業誘致も四十数社来ていただいて、非常に日向にとってはありがたい追い風となっておりますし、今高速道路効果も相まっておりますので、できる限り速やかに、この調整区域であったり、工業地域の見直しというものも図っていただきたいと要望しておきます。防災の観点からも要望しておきます。

○蓬原委員 私も離れたところにいるものですが、素朴な質問で、わかるところでいいんですけど、こういう例えば細島港からの移出入額というんでしょうか、額にして大体どれぐらいの移出入が年間に行われるものですか。目安としてなので細かい数字は要りませんが、教えてください。

○葦方港湾課長 ちょっと統計が若干古いんですけど、平成24年におきまして、貿易額になります。輸出が506億円、それから輸入が369億円でございます。

○蓬原委員 今のは、海外との貿易ですか。

○葦方港湾課長 今のは海外との貿易額で、これは税関の統計から出てる金額でございます、税関でのお金です。国内における額につきましては、数字というのはちょっとございません。ちょっとそこは出てなくて、貿易額です。

○蓬原委員 目安として知りたいわけですから、また後日で結構ですから、貿易が幾ら、国内の移出入が幾らというのを教えていただくと、ありがたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○高橋委員 私もちっとお金の面を聞きまして、改訂では、目標年次の平成40年代前半にその整備を終わらせるという理解でいいんですよね。それで事業費はおおむねどのくらいかかるものなんでしょう。もしおわかりであれば。

○葦方港湾課長 これは目標年次につきましては、平成40年代前半の時点の港の姿というのを計画として位置づけるということでありまして、整備につきましても、そこを目標という形の前提で考えております。

事業費につきましては、今後設計とか行っていくながら決めていくという形にはなりまして、はっきりした数字が、きちんとした数字が出てくるわけではございません。

○高橋委員 恐らくびっくりするような額じゃないかなと思ひますけれど、当然、これ日向市が10分の1、県が10分の4でよかったですかね。それで平成40年代前半にこういった姿にするということになれば、結局、2巡目国体が平成30年末にあるわけで、ある意味、非常にやりくり、いろいろ県の負担というのは、それなり

に予想されるわけだから、非常に悩ましいいろいろな課題があるなと思いながら、いろいろ私なりに想像していたわけなんです。これはこれとして、私、別に反対するわけじゃないですよ。細島港も県益のために、しっかり整備されてそれなりの経済効果を出してほしいし、当然、私の地元の油津港も改修、そこにしっかり予算をつけていただいて、県南の核となって働いてほしいというのがあるんですが。そういう心配が一つ、いわゆるちょうどお金が重なっているよなということが一つですね。

それと、私の聞き違いかもしれないですけど、⑥の中国木材の専用の岸壁を、「中国木材が」とおっしゃったんですけど、中国木材が整備するということによろしいんですね。

○蓑方港湾課長 ⑥のところの岸壁、マイナス5.5メートル、ページでいきますと、20ページになりますけれども、20ページにあります真ん中あたりの白浜地区の⑥というのがございまして、ここが水深5.5メートルの岸壁でありますけれども、これは専用岸壁でございまして、これは中国木材さんが整備するという予定でございまして。

○高橋委員 ちなみに補助とかそういうのがあるんですか。

○蓑方港湾課長 補助とかそういうのはございません。

○高橋委員 大したもんですね。わかりました。ありがとうございます。

○二見委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 以上をもって県土整備部を終了いたします。執行部の皆様お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後4時8分休憩

午後4時11分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

ここで皆様にお伺いします。本日の審査内容を踏まえ、御意見があればお願いいたします。

暫時休憩します。

午後4時12分休憩

午後4時12分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

きょうの審査内容を踏まえ、意見がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 次に採決についてですが、委員会の日程の最終日に行くこととなっておりますので、あした行いたいと思います。開会時刻は13時といたしたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、委員長報告骨子（案）についてであります。本来であれば、採決後に御意見をいただくところですが、今回は日程的に余裕がありませんので、この場で協議させていただきたいと存じます。

委員長報告の項目及び内容について、御意見をお願いいたします。

暫時休憩します。

午後4時13分休憩

午後4時13分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副

平成28年 3月 3日(木)

委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、そのようにいたします。

その他何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 では、何もないようですので、以上で本日の委員会を終了いたします。

午後 4 時13分散会

平成28年 3月 4日(金曜日)

午後 1 時 0 分再開

出席委員(8人)

委 員 長	二 見 康 之
副 委 員 長	河 野 哲 也
委 員	蓬 原 正 三
委 員	横 田 照 夫
委 員	松 村 悟 郎
委 員	野 崎 幸 士
委 員	高 橋 透
委 員	西 村 賢

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

総 務 課 主 幹	河 野 剛
議 事 課 主 任 主 事	沼 口 恭 一 郎

○二見委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に、各議案につきまして、賛否も含め、御意見をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、採決に移ります。

採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第46号、第51号から第53号、第56号、第57号、第65号、第73号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第46号外7件については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

その他何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 以上で委員会を終了いたします。

午後 1 時 1 分閉会